

第2期交野市子ども・子育て支援事業計画

〈素案〉

令和元年9月

交野市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 子ども・子育て支援新制度の概要	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口等の動向	7
2 主な子ども・子育て支援事業一覧	21
3 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	22
4 子どもの生活実態調査結果	32
第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題	38
1 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	38
2 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	44
3 交野市を取り巻く課題	47
第4章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
2 基本目標	51
3 施策の体系	52
第5章 施策の展開	53
基本目標1 すべての子育て家庭を支えるまちづくり	53
基本目標2 子どもの育ちを支えるまちづくり	64
基本目標3 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり	71
第6章 計画の目標値等	78
1 教育・保育提供区域の設定	78
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	79
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	82
第7章 計画の推進	90
資料編	91

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成30年は1.42と上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感等が指摘されています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下、「新制度」という。）を構築するため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

子どもの貧困問題への対応については、平成25年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成27年時点の日本の子どもの貧困率は13.9%と、過去最高を更新した平成24年時点の16.3%より減少したものの、子どもの貧困に関する厳しい状況は続いている。そのような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。交野市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、平成30年3月に交野市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの貧困対策編」として策定しました。

交野市では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画）を、また、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成26年3月には、「交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市の子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子どもの貧困対策編」を包含し、「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）と一体的に策定します。

また、「交野市総合計画」やその他の関連計画との整合を図るとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」や母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」を包含するものとします。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

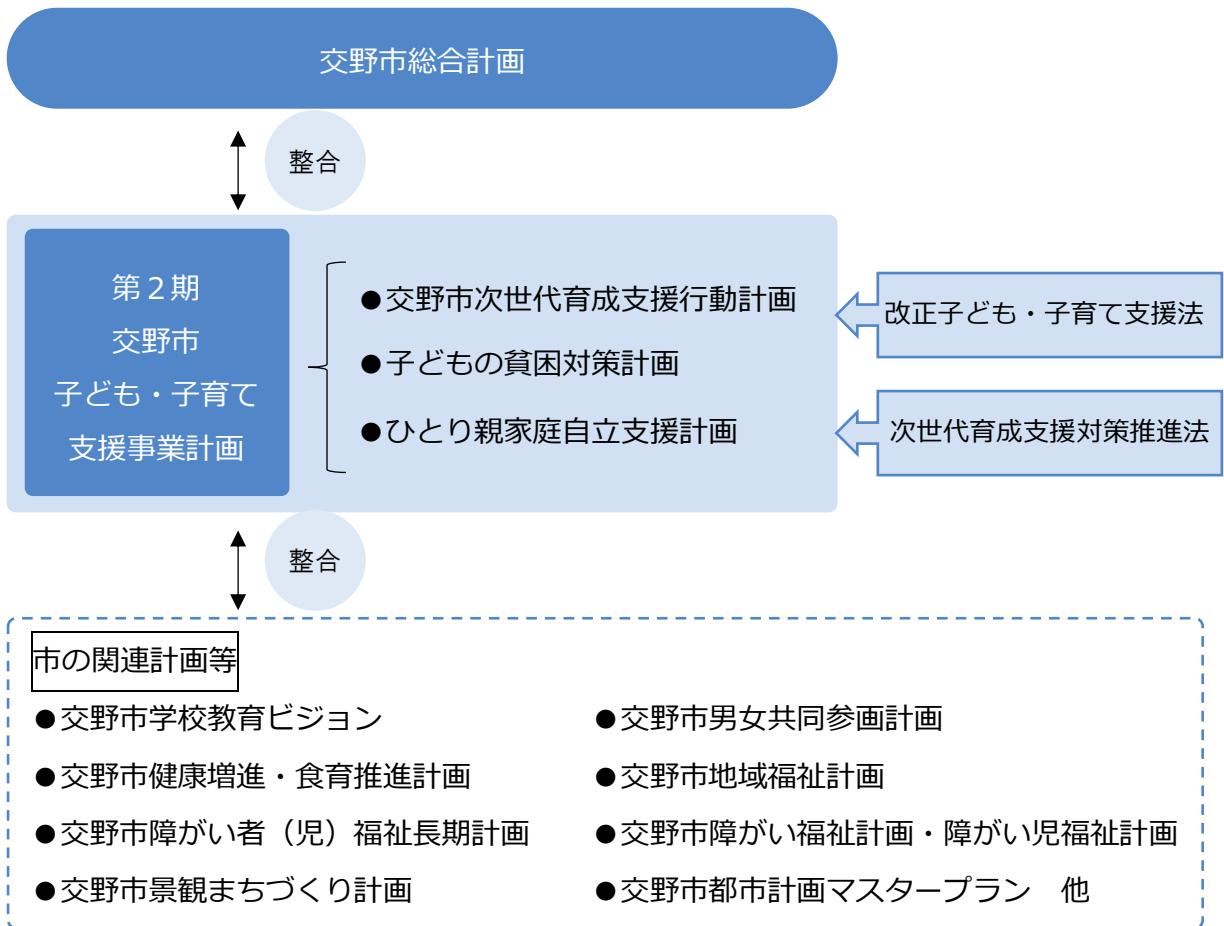
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

（市町村行動計画）

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	<input type="radio"/> 【新制度】幼稚園 <input type="radio"/> 保育所 <input type="radio"/> 認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	<input type="radio"/> 小規模保育事業 <input type="radio"/> 家庭的保育事業 <input type="radio"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="radio"/> 事業所内保育事業

2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	
○利用者支援事業	○地域子育て支援拠点事業
○妊婦に対して健康診査を実施する事業	○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
○一時預かり事業	○時間外保育事業（延長保育事業）
○病児保育事業	○放課後児童健全育成事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	○多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期として推進します。その後、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

交野市 子ども・子育て 支援事業計画	(年度)										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	

第1期

第2期（本計画）

1) 交野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

●調査地域：交野市全域

●調査対象者：交野市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）1,600人
交野市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査）1,700人

●調査期間：平成30年11月22日（木）～平成30年12月14日（金）

●調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,600 票	814 票	50.9%
小学生用調査	1,700 票	882 票	51.9%

3) 団体アンケート調査

子ども・子育てに関するアンケート調査に加えて、交野市の子育てにかかる現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する団体を対象に実施しました。

●調査地域：交野市全域

●調査対象者：子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する交野市内の団体

●調査期間：平成31年1月～3月

●調査方法：直接配布、直接または郵送での回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
団体アンケート調査	83 票	72 票	86.7%

4) 子育て支援者活動をつなぐ交流会におけるワークショップの開催

子育て中の保護者の方や子育て支援者の視点から交野市の子ども・子育てに関する現状と課題を把握するため、令和元年5月31日（金）に子育て支援者活動をつなぐ交流会において、「『話そう！子育て世代の困りごと』～地域ぐるみで子育ち・子育てを支える交野へ～」を開催しました。45人が参加し、ワークショップ形式による意見交換を行いました。

5) パブリックコメント

市民の意見を本計画に広く反映させるため、令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（●）の期間、計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

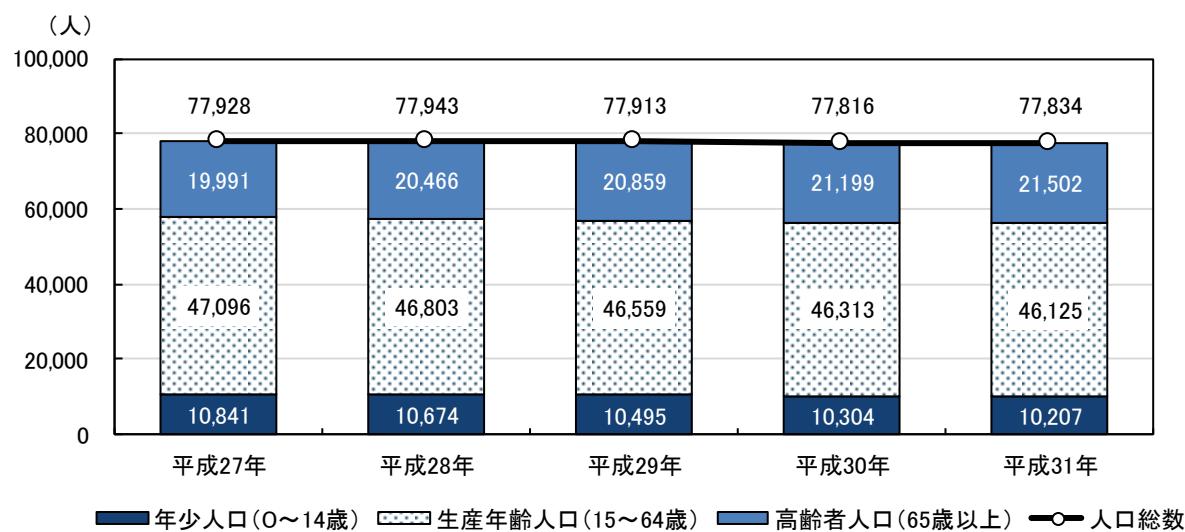
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の動向

1) 人口の推移

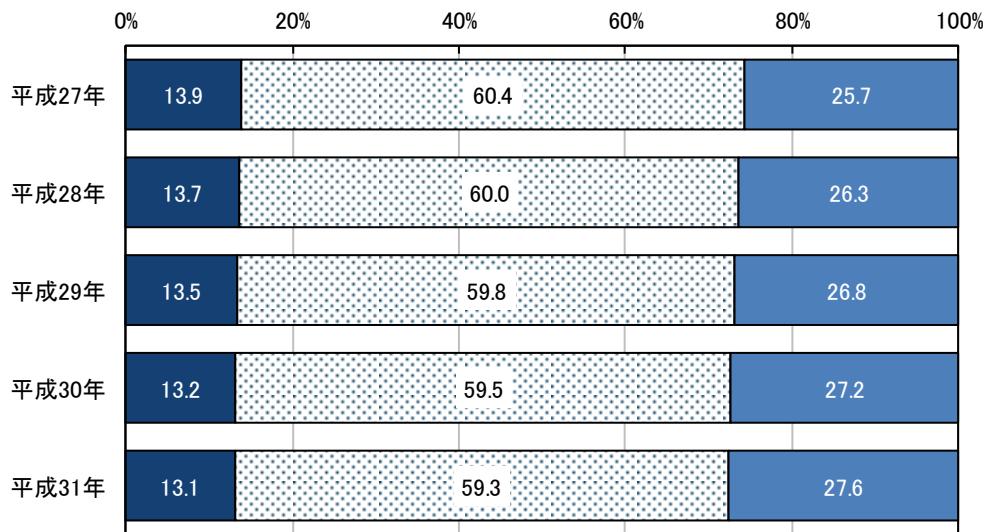
交野市の人口は、平成27年以降、徐々に減少し、平成31年3月現在で77,834人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■年齢3区分人口構成比



■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

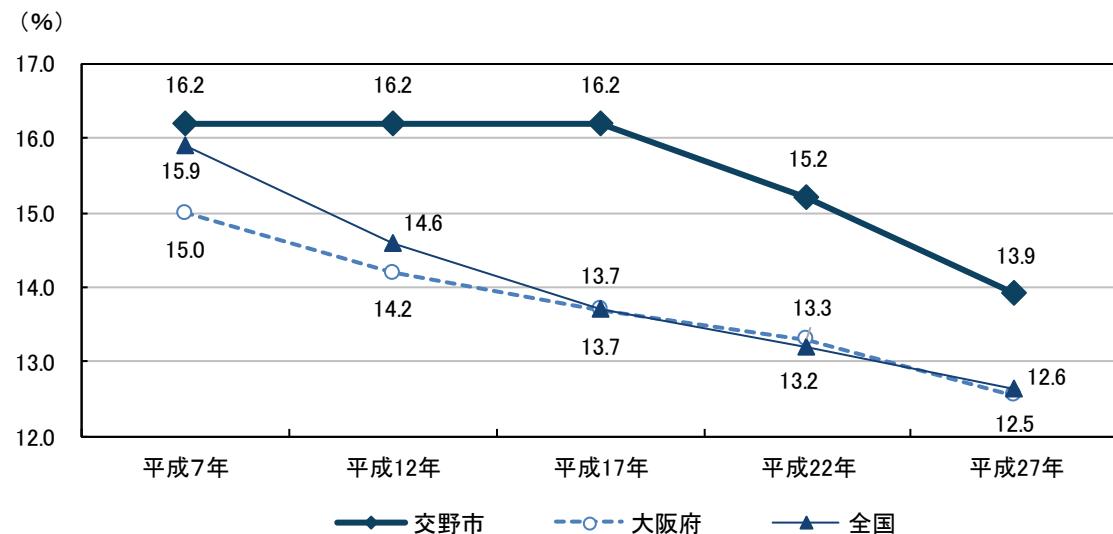
資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合は、平成 17 年を境に減少し、平成 27 年には 13.9%と、大阪府、全国との差は縮まっています。

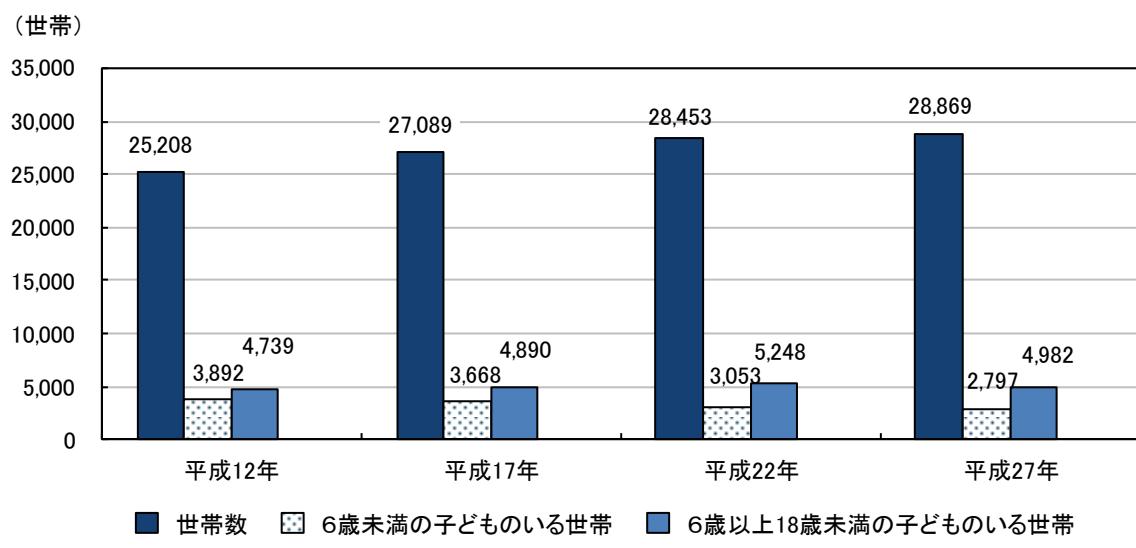
また、世帯数は増加傾向にあるものの、6 歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、6 歳以上 18 歳未満の子どものいる世帯数は平成 12 年から平成 22 年にかけて増加し、平成 27 年には減少しています。

■年少人口割合の推移



資料：国勢調査

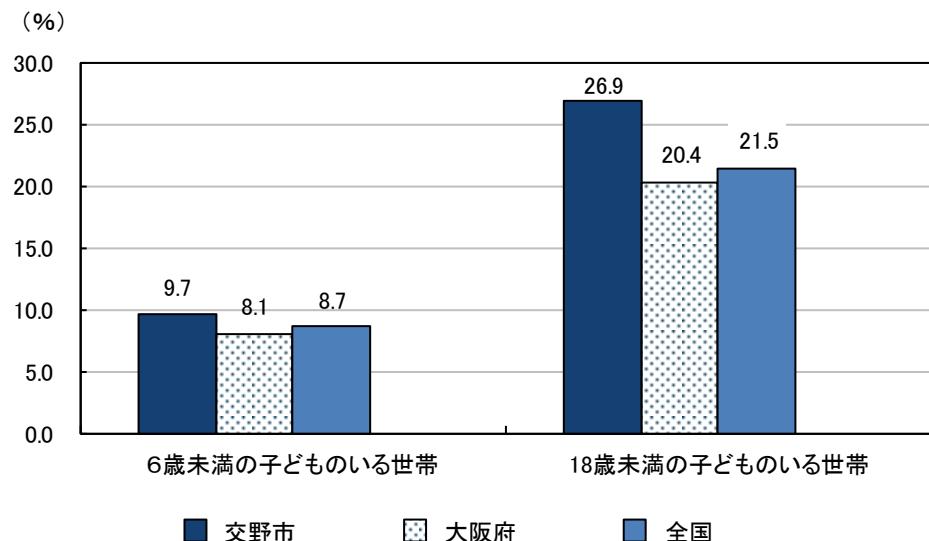
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市の子どものいる世帯割合を大阪府、全国と比較すると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市 9.7%、大阪府 8.1%、全国 8.7%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 26.9%、大阪府 20.4%、全国 21.5%となっており、大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

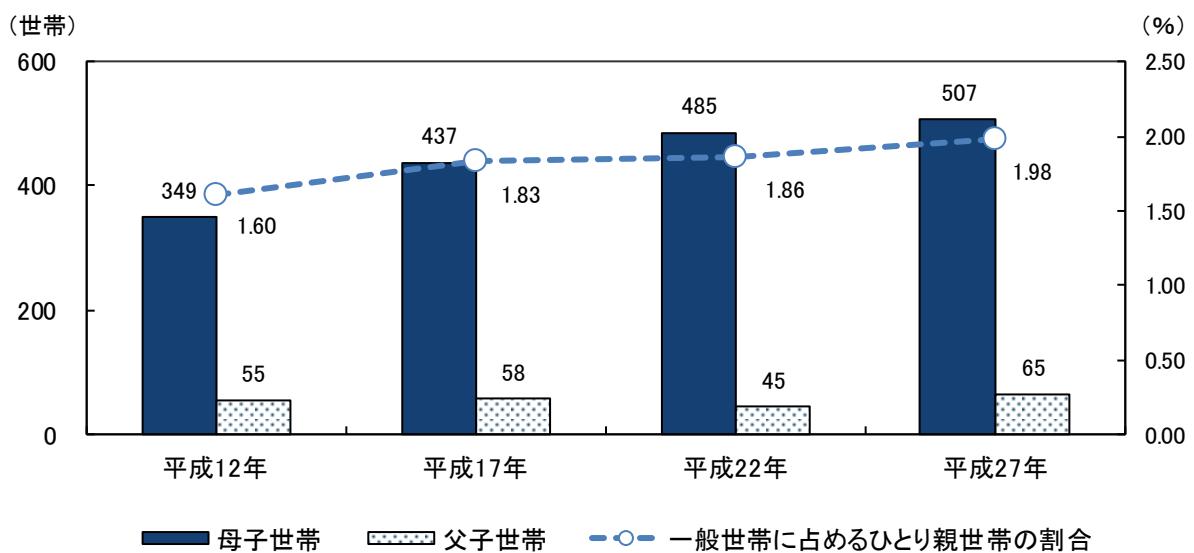
■子どものいる世帯割合の比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

交野市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にあり、父子世帯は増減を繰り返しています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、平成 27 年には 1.98% となっています。

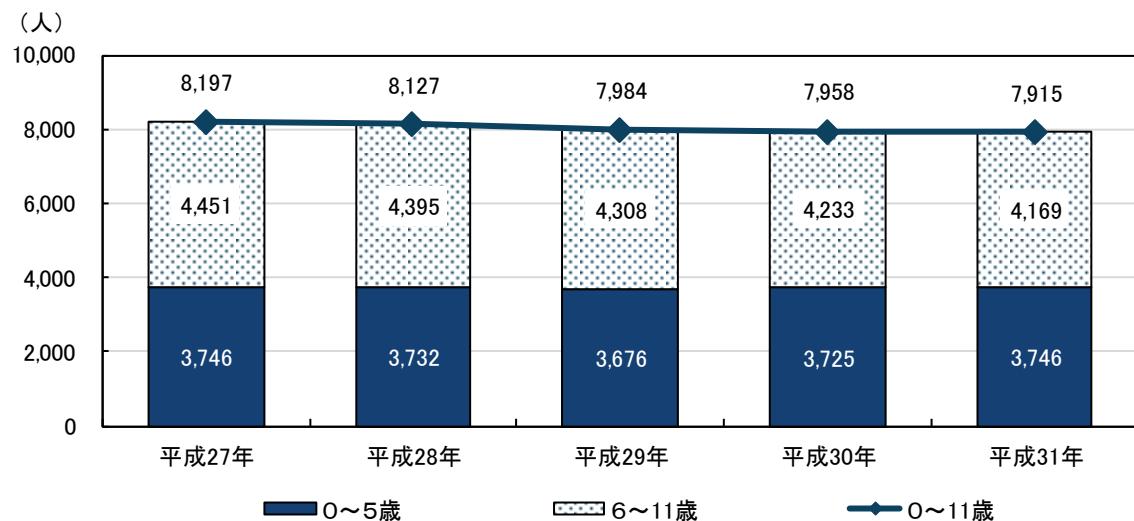
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

交野市の0～11歳人口の推移をみると、0～5歳人口は平成27年と平成31年は同数となっていきます。6～11歳人口は平成27年から平成31年にかけて約300人減少しています。

■0～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

交野市の0～11歳の将来人口をみると、令和元年以降、宅地開発等の影響により、6～11歳人口は微増が見込まれる一方、0～5歳人口は減少傾向となっています。

■0～11歳人口の将来推計

(単位：人)

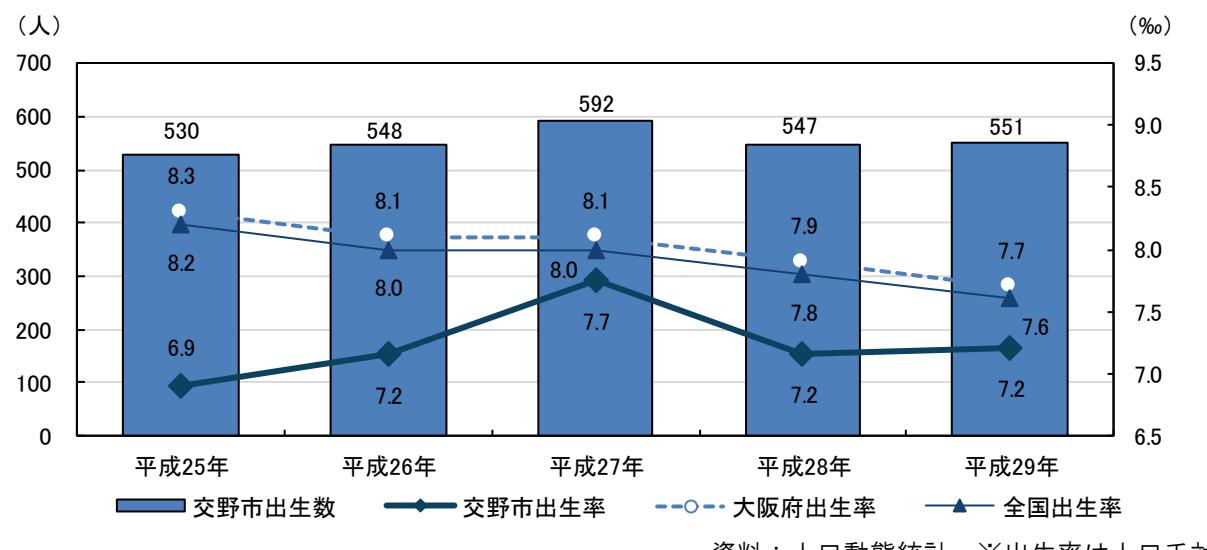
区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					見込	見込	見込	見込	見込
0歳	568	555	553	558	521	511	512	505	497
1歳	637	611	581	603	600	564	558	559	542
2歳	598	642	631	620	625	621	590	578	576
3歳	641	617	663	645	645	648	650	612	597
4歳	603	643	641	678	663	662	671	667	626
5歳	685	608	656	642	693	676	682	684	675
6歳	713	705	620	674	665	715	705	704	702
7歳	690	712	714	623	683	673	730	712	707
8歳	745	698	712	725	634	693	690	740	718
9歳	727	744	697	705	730	636	703	693	739
10歳	716	730	752	697	712	736	646	709	697
11歳	804	719	738	745	705	720	747	654	715
0～5歳	3,732	3,676	3,725	3,746	3,747	3,682	3,663	3,605	3,513
6～11歳	4,395	4,308	4,233	4,169	4,129	4,173	4,221	4,212	4,278

資料：市子育て支援課

3) 出生数・出生率の推移

交野市の近年の出生数をみると、平成 25 年は 530 人でしたが、その後増減を繰り返し平成 29 年は 551 人となっています。これにともない、出生率(人口千人あたりの出生数)も同様に変化し、平成 29 年の出生率は 7.2‰(パーセント)となっており、大阪府や全国よりも低い値で推移しています。

■出生数・出生率の推移

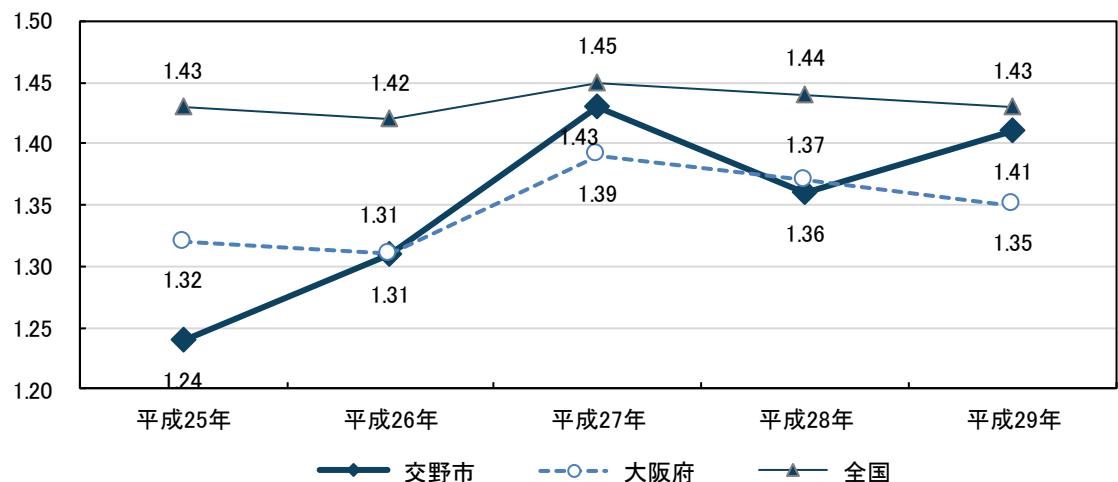


資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

4) 合計特殊出生率の推移

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成 25 年は 1.24 でしたが、平成 29 年は 1.41 となっており、平成 25 年よりも 0.17 ポイント上昇しています。大阪府より 0.06 ポイント高くなっています。

■合計特殊出生率の推移

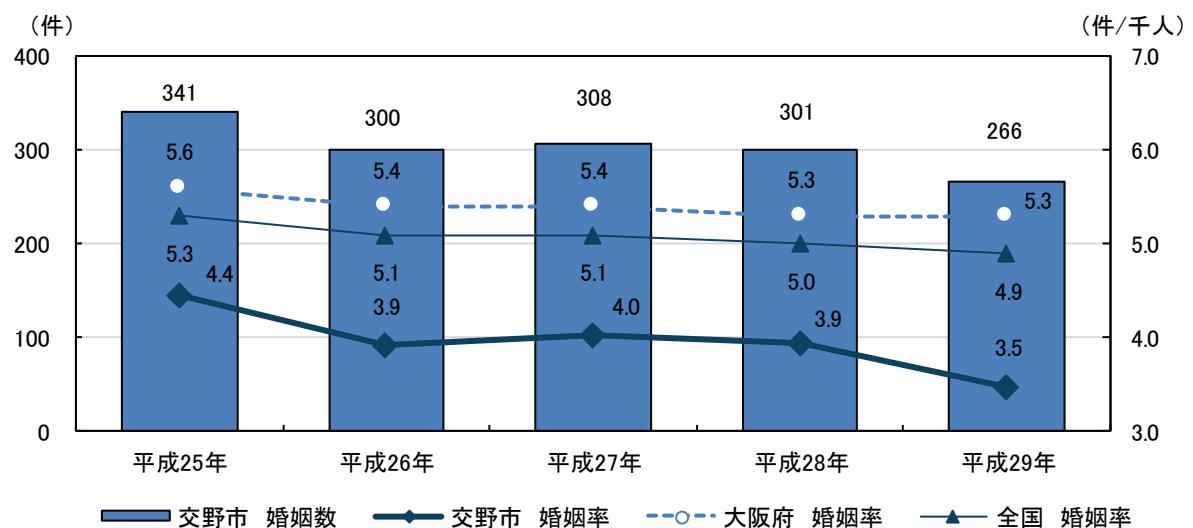


資料：人口動態統計、市健康増進課 ※出生率は人口千対

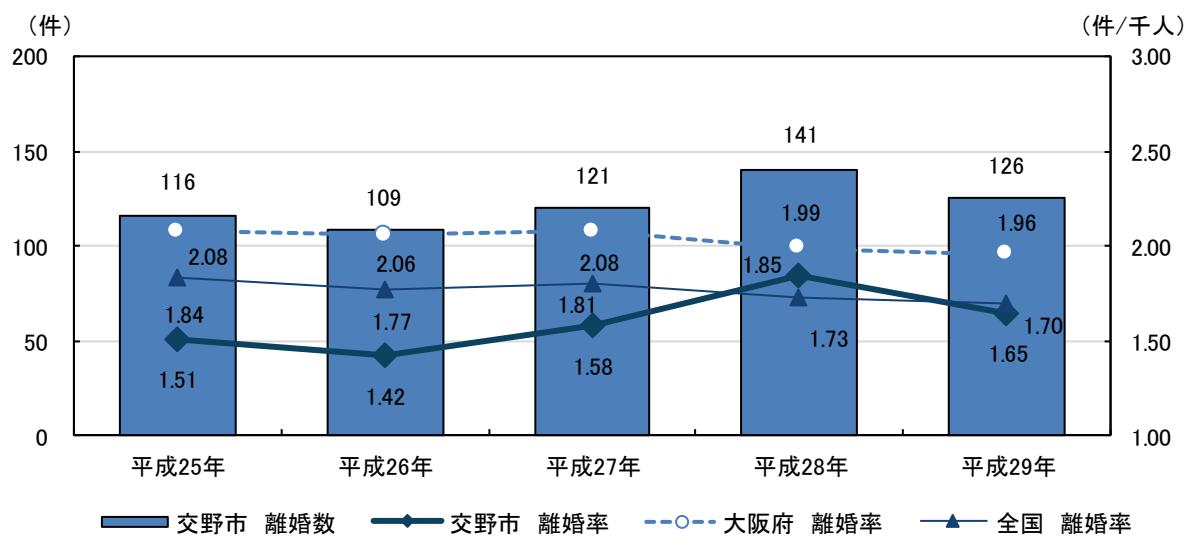
5) 婚姻等の状況

交野市の近年の婚姻数をみると、平成25年は341件でしたが、平成29年では266件と減少しています。一方で離婚数は、平成25年の116件から平成29年では126件と増加しています。婚姻率は府・国に比べて低い値で推移していますが、離婚率は府に比べて低い値で推移している一方、国の値に近づいています。

■婚姻の推移



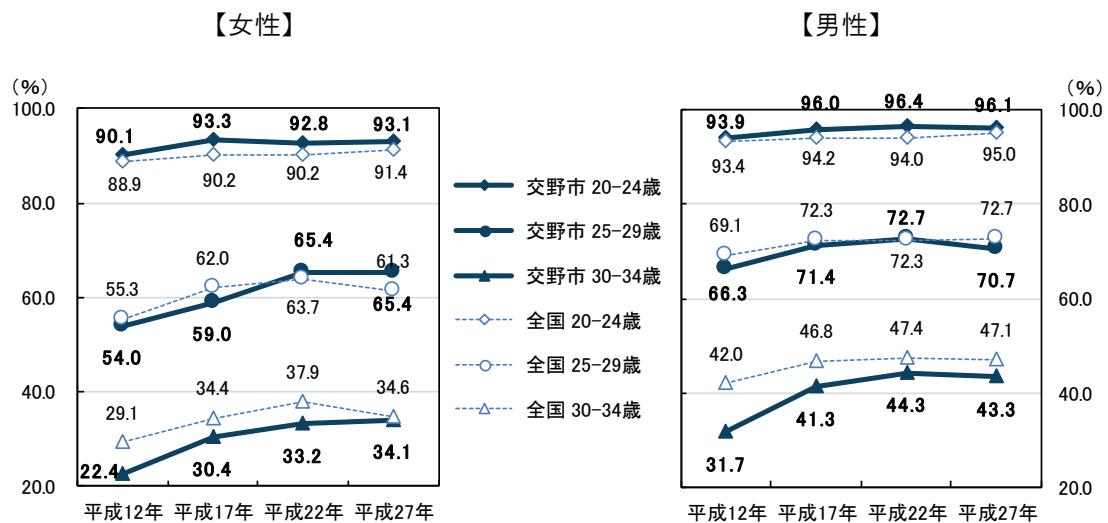
■離婚の推移



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに 20~24 歳では全国より高くなっていますが、30~34 歳では全国に比べて低い値で推移しています。

■未婚率の推移

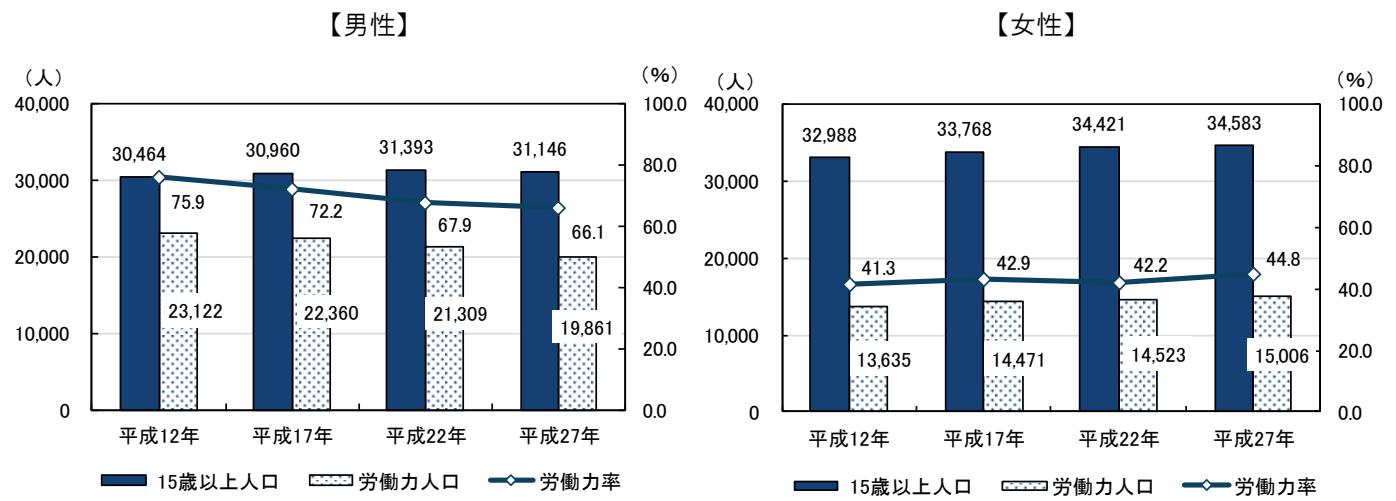


資料：国勢調査

6) 労働力状態

交野市の平成 27 年の労働力人口は、男性が 19,861 人、女性が 15,006 人となっています。平成 12 年から比較すると、男性の労働力人口は減少傾向である一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。

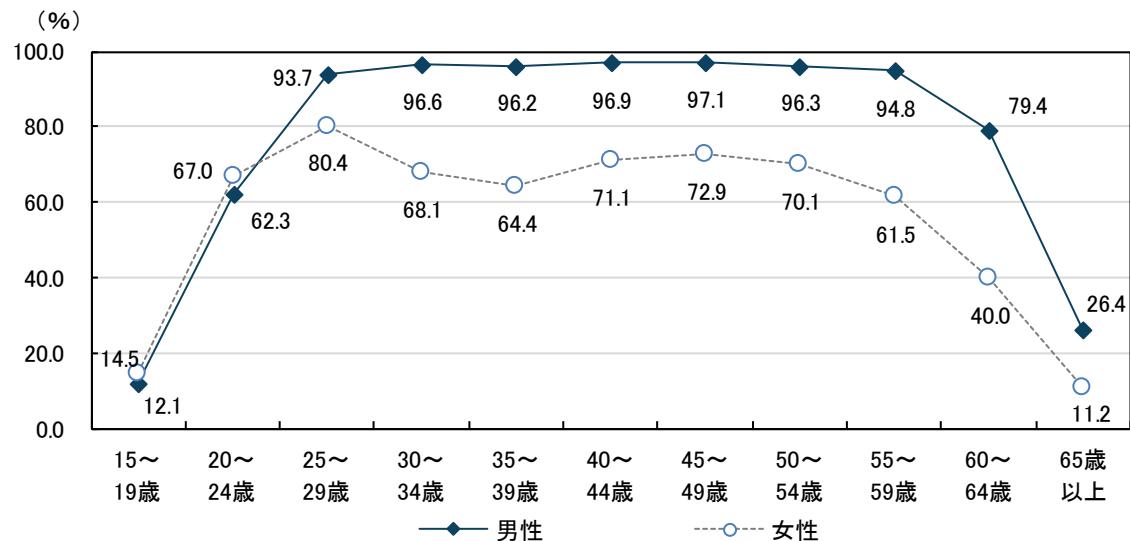
■労働力人口



資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率は、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30 歳代で労働力率が6割台に落ち込んだ後高くなる、M字カーブを描いています。40 歳以上では 45～49 歳の 72.9% が最も高い労働力率となっていますが、25～29 歳の 80.4% と比べると低い値となっています。

■年齢階級別・男女別労働力率

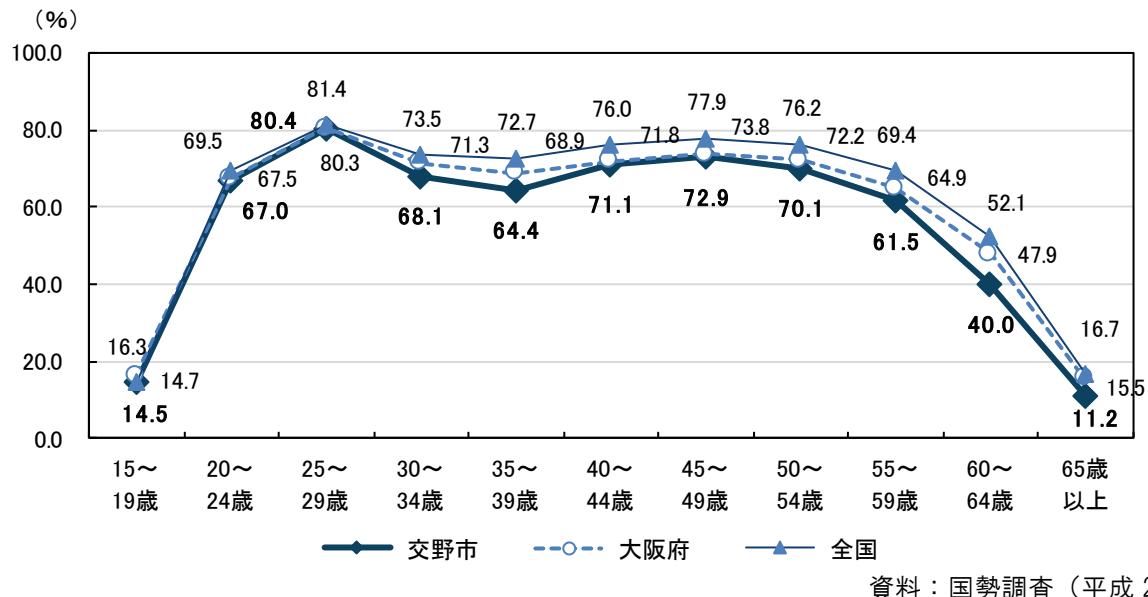


資料：国勢調査（平成 27 年）

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市が44.8%、大阪府が48.3%、全国が50.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

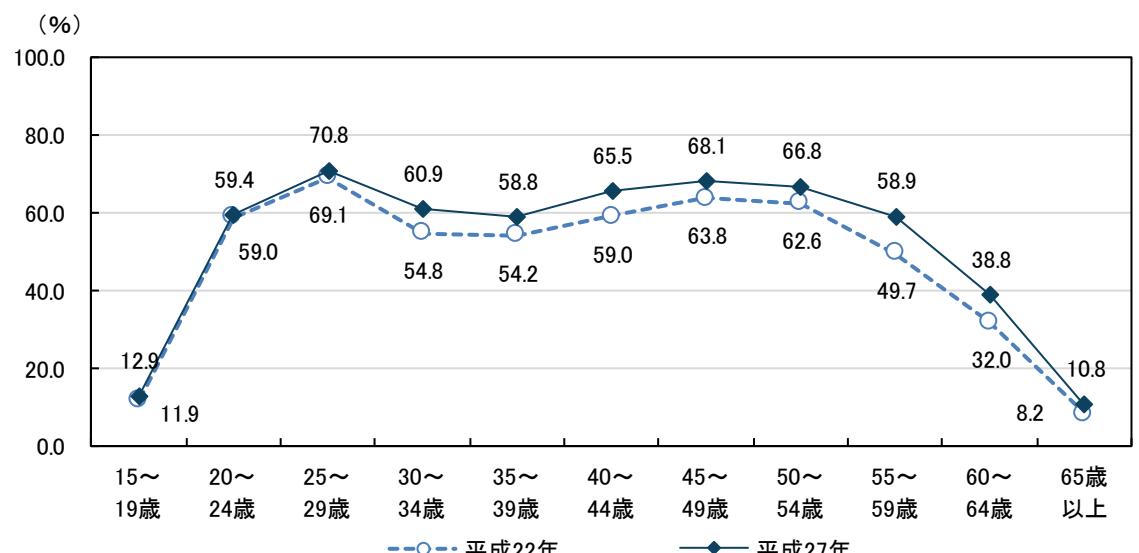
また、年齢階級別に比較すると30～39歳の労働力率が大阪府や全国と比べて低くなっています。

■年齢階級別女性労働力率の比較



女性就業率を平成 22 年と比較すると、すべての年代において就業率は向上し、M字カーブの谷は浅くなっています。

■年齢階級別女性就業率の比較



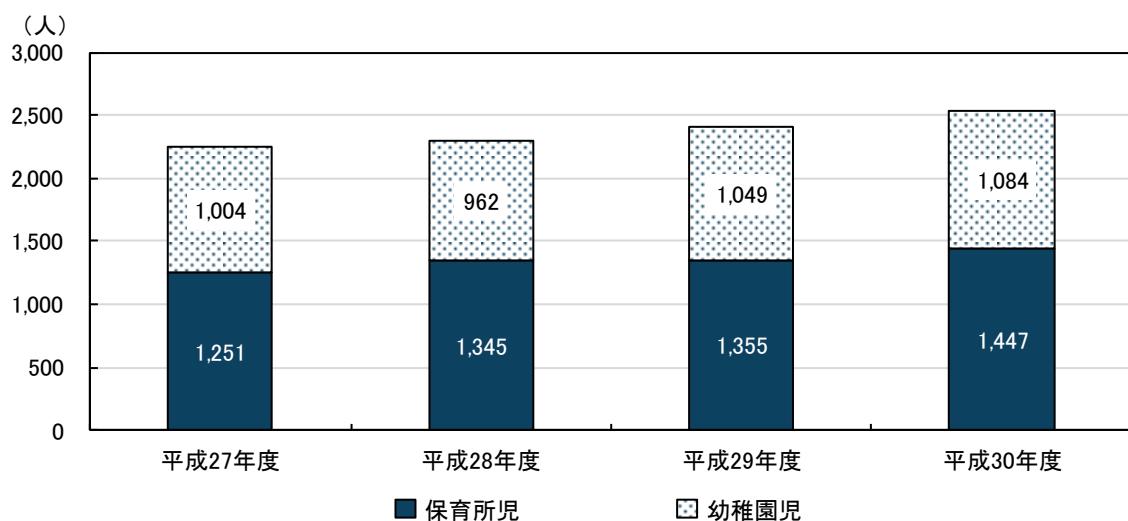
7) 幼稚園・認定こども園、小中学校等の状況

(1) 入所者数・待機児童数

保育所児・幼稚園児数は、どちらも増加傾向となっています。保育所児数は、平成27年度から平成30年度にかけて196名増加し、幼稚園児数は80名増加しています。

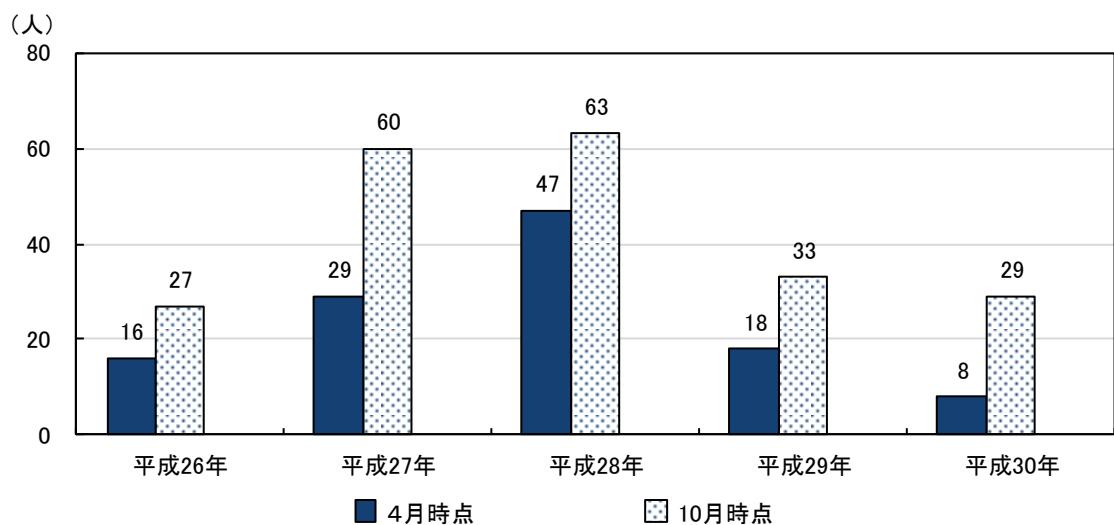
4月時点の待機児童数は、平成26年から平成28年にかけて増加し、平成28年の47人をピークに、平成30年では8人まで減少しています。いずれの年も、年度途中の10月時点では待機児童数は多く、平成30年では29人発生しています。

■入所者数の推移



資料：市こども園課

■待機児童数の推移



資料：保育所等利用待機児童数の推移（大阪府庁）

(2) 小中学校の状況

① 小学校児童数の推移

交野市の小学校児童数は毎年減少傾向にあり、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて約 400 人減少しています。

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交野小	568	552	549	527	520
星田小	405	400	362	341	322
郡津小	659	654	646	649	593
岩船小	383	372	366	368	364
倉治小	637	645	684	688	695
妙見坂小	391	373	376	366	367
長宝寺小	253	204	195	187	161
旭小	424	385	374	356	358
藤が尾小	403	374	349	325	324
私市小	393	377	381	388	409
合計	4,516	4,336	4,282	4,195	4,113

資料：市学校管理課、市指導課（各年 5 月 1 日現在）

② 放課後児童健全育成事業

放課後児童会の在籍児童数は、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、1～3 年生、4～6 年生ともに約 40 人増加しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (1～3 年生)	585	608	601	628
利用者数 (4～6 年生)	129	169	171	172

資料：市青少年育成課（各年 5 月 1 日現在）

③ 中学校生徒数

交野市の中学校生徒数は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて約 250 人減少しています。

(単位：人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第一中学校	504	477	445	406	378
第二中学校	671	692	642	636	636
第三中学校	665	652	627	633	587
第四中学校	535	554	567	574	526
合計	2,375	2,375	2,281	2,249	2,127

資料：市学校管理課、市指導課（各年 5 月 1 日現在）

8) 支援が必要な子どもの状況

(1) 障がい児等への支援状況

① 障がい児通所支援利用状況

障がい児通所支援の利用は、児童発達支援は増加傾向、医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は横ばいの推移となっていますが、放課後等デイサービスは平成28年度以降増加傾向となっています。居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に事業を開始しましたが、実績はありませんでした。

■障がい児通所支援利用状況

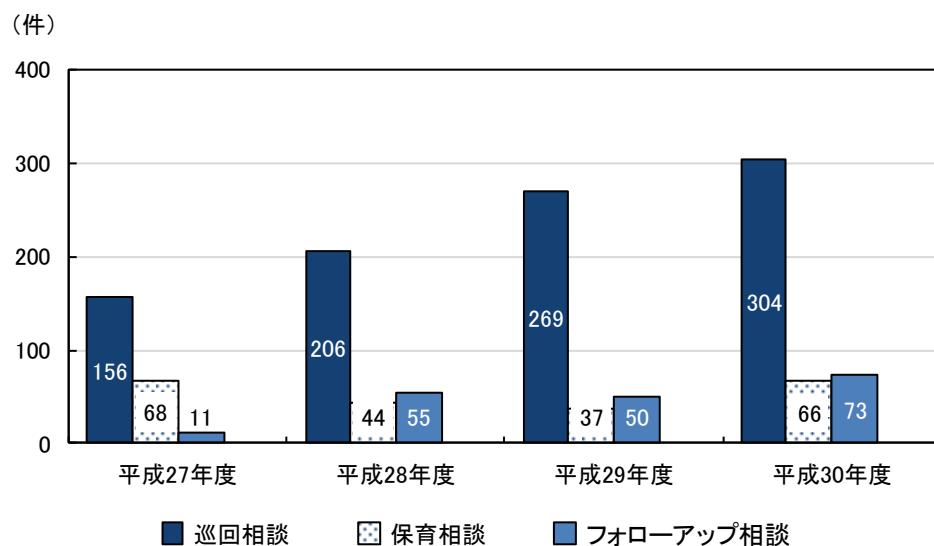
区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	人／月	62	62	68	78
医療型児童発達支援	人／月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	回／月	-	-	-	0
放課後等デイサービス	人／月	125	99	129	147
保育所等訪問支援	回／月	1	1	1	1

資料：市障がい福祉課

② 発達障がい児等巡回相談件数の推移（未就学児）

発達障がい児等巡回相談件数（未就学児）は増加傾向となっています。内訳をみると、巡回相談は増加傾向、保育相談は平成27年度から平成29年度にかけて減少していましたが、平成30年度に増加しています。幼児期から学童期をつなぐフォローアップ相談は、概ね増加傾向となっています。

■各種相談件数の推移(未就学児)

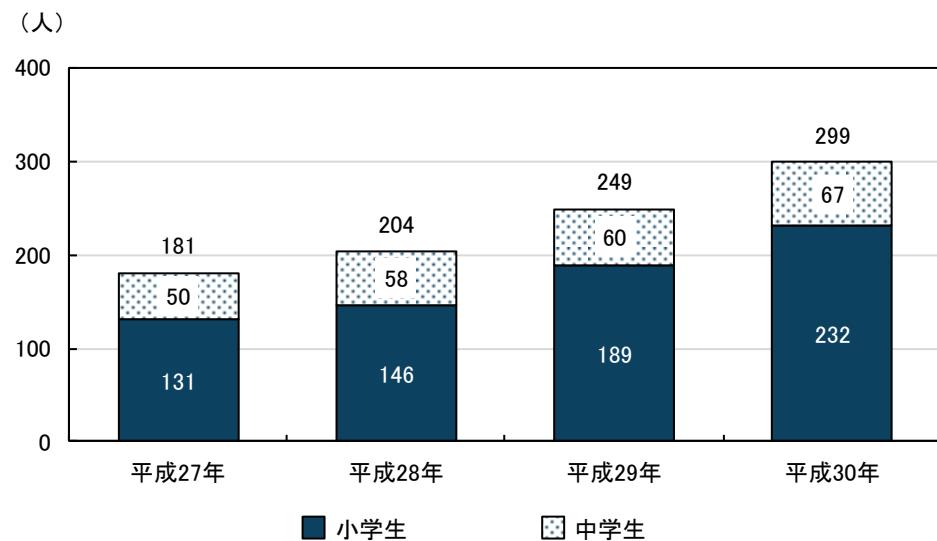


資料：市子育て支援課

③ 特別支援学級在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数は、小学生、中学生ともに増加傾向となっており、平成 27 年から平成 30 年にかけて小学生は 101 人、中学生は 17 人増加しています。

■特別支援学級在籍者数の推移



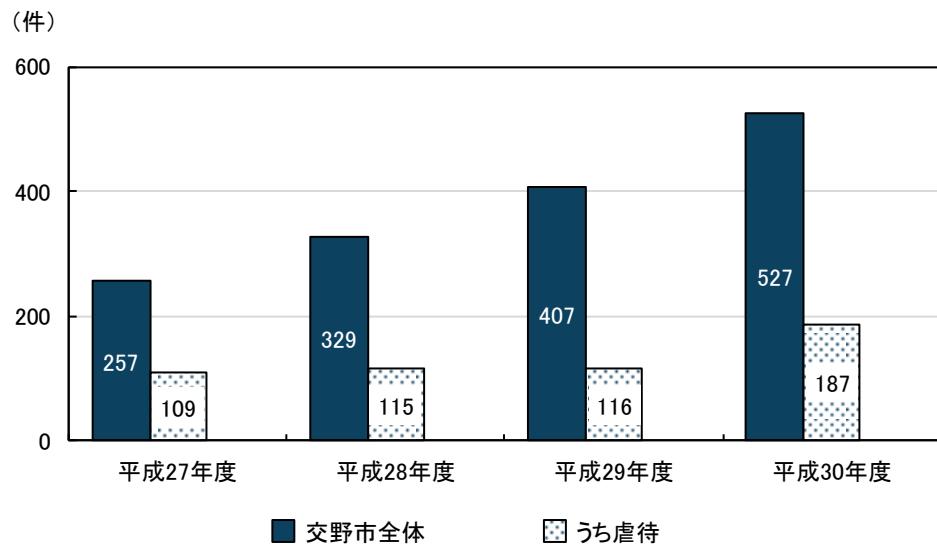
資料：市指導課

(2) 児童虐待相談の状況

① 家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は増加傾向となっています。うち虐待の相談件数をみると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけておおむね横ばいで推移していたものの、平成 30 年度で増加しています。

■家庭児童相談件数の推移



資料：市子育て支援課

② 児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の合計は増加傾向となっています。身体的虐待は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少していましたが、平成 30 年度に増加しています。ネグレクト、心理的虐待は増加傾向となっています。性的虐待は平成 29 年度以降、相談がみられます。

■児童虐待に関する相談件数の推移(虐待種別)

(単位：件)

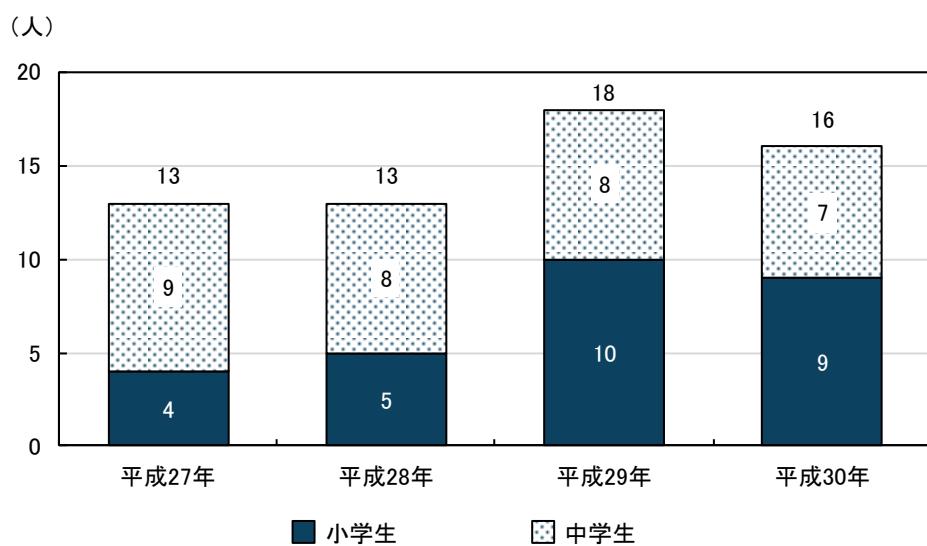
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	35	23	18	27
ネグレクト	34	51	51	74
性的虐待	0	0	2	1
心理的虐待	40	41	45	85
合計	109	115	116	187

資料：市子育て支援課

(3) 外国籍をもつ子どもの推移

外国籍をもつ子どもは、小学生は平成 28 年から平成 29 年にかけて増加しています。中学生は概ね横ばいとなっています。

■外国籍をもつ子どもの推移



資料：市学校管理課

主な子ども・子育て支援事業一覧

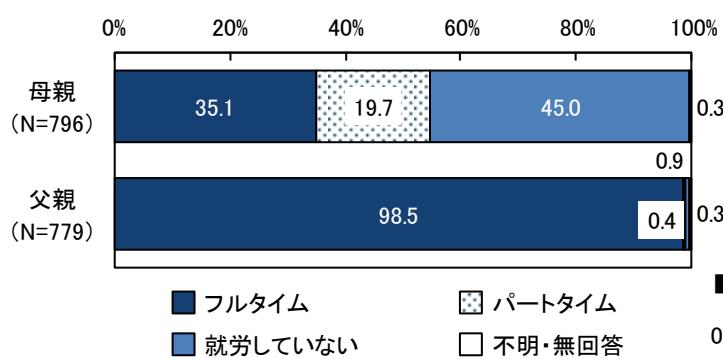
交野市では、以下の子ども・子育て支援事業を実施しています。

	妊娠	出産～乳幼児期		就学前	就学後
		出産～新生児期	0～2歳	3～5歳	6歳～
申請	母子健康手帳	出生届			
健康診査	妊婦健康診査 受診券等		乳児一般健診 乳幼児健診	歯科健診	
手各当種				児童手当 障害児福祉手当	
助成				こども医療費助成 幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園等就園補助金	就学援助
訪問		こんにちは赤ちゃん 訪問		養育支援訪問	
教室	マタニティー教室 マタニティーヨガ	ミルキィベビー教室 ぱくぱくクッキング講座 離乳食 講習会	もぐもぐ 離乳食講習会 わくわく子育て教室	すくすくキッズ親子食育講座 ピカピカ教室	
地域の遊び場		認定こども園・幼稚園での園庭開放・親子教室など アリス・子育てサークル 子育てサロン 図書館・文庫 地域の子育て支援拠点			フリー スペース等 第1児童センター
相談	不妊 電話相談 助産師会 電話相談		子ども子育て総合相談窓口 育児相談・健康相談	就学前相談	教育相談 家庭児童相談
教育・保育		認定こども園 小規模保育施設 産前産後の保育 産前産後の家事援助	幼稚園 一時預かり ファミリー・サポート・センター 病児保育		放課後 児童会 小・中学校

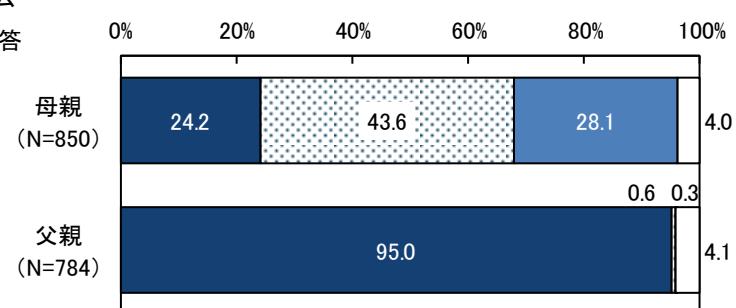
1) 保護者の就労状況について

- 現在の就労状況について、父親は9割以上がフルタイムで働いています。母親は、就学前では就労していない人が半数近く、フルタイムが3割を超え、小学生よりも高くなっています。
- 今後（1年以内）の就労状況について、母親は就労していない人の割合が減少し、パートタイムの割合が増加しています。

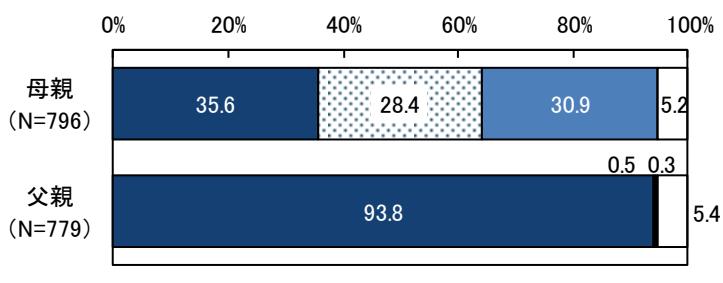
■現在の就労状況(就学前)



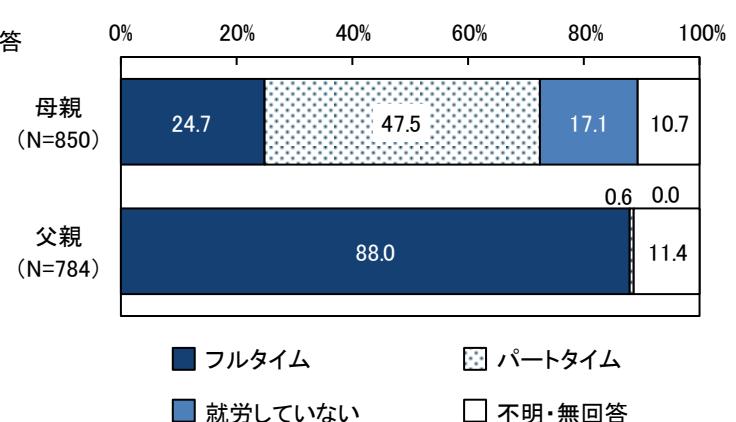
■現在の就労状況(小学生)



■今後(1年以内)の就労状況(就学前)



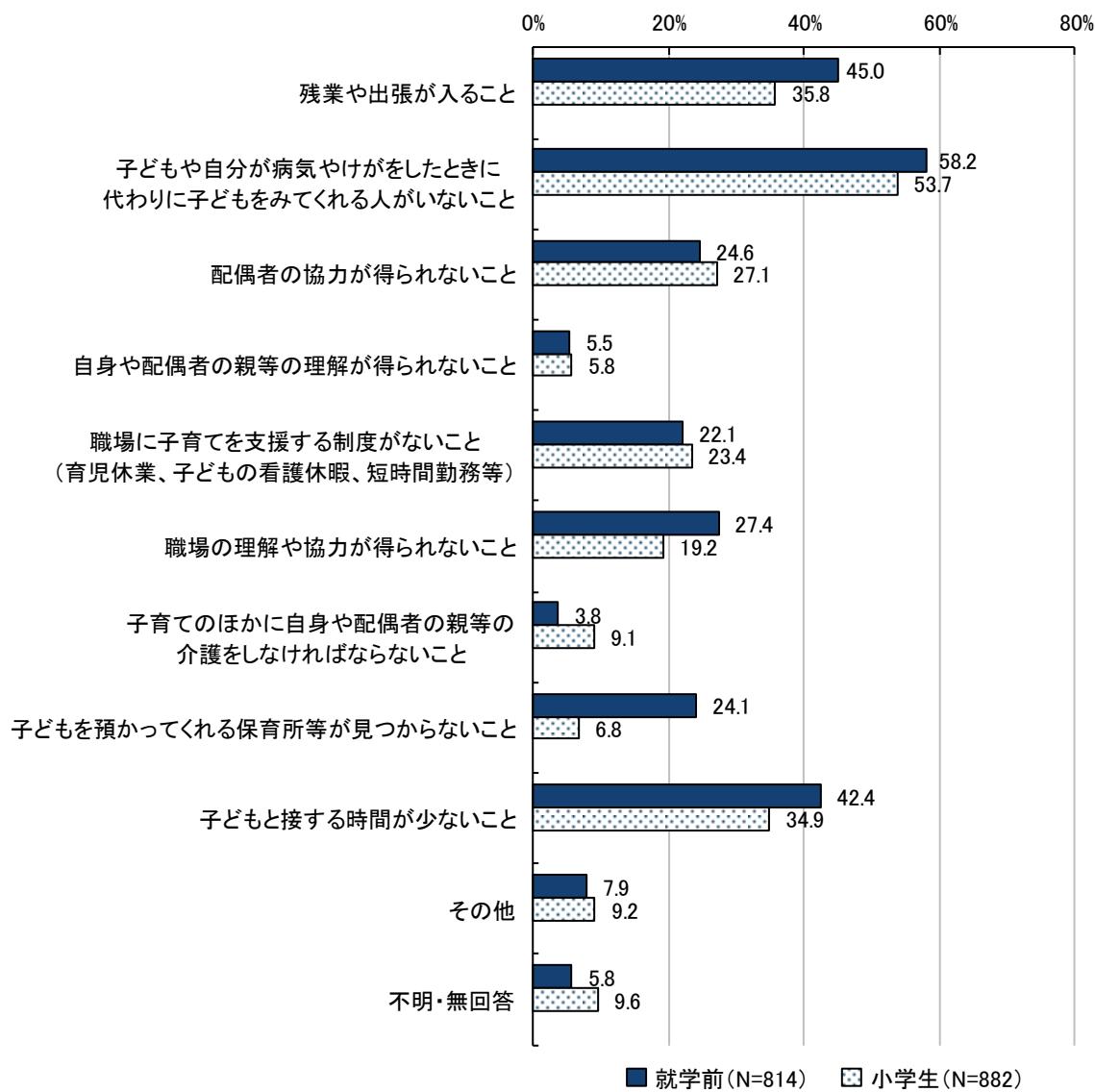
■今後(1年以内)の就労状況(小学生)



2) 仕事と子育ての両立について

○仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うことについて、就学前、小学生とも「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も高く、次いで「残業や出張が入ること」、「子どもと接する時間が少ないと感じること」が高くなっています。

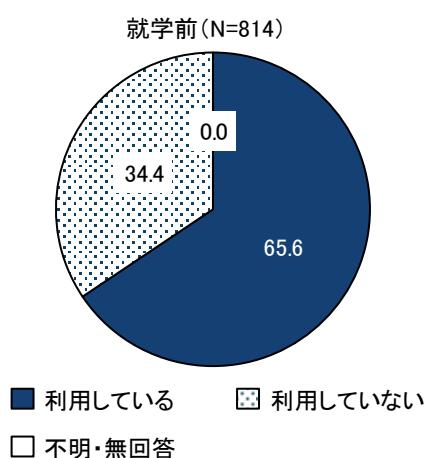
■仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うこと



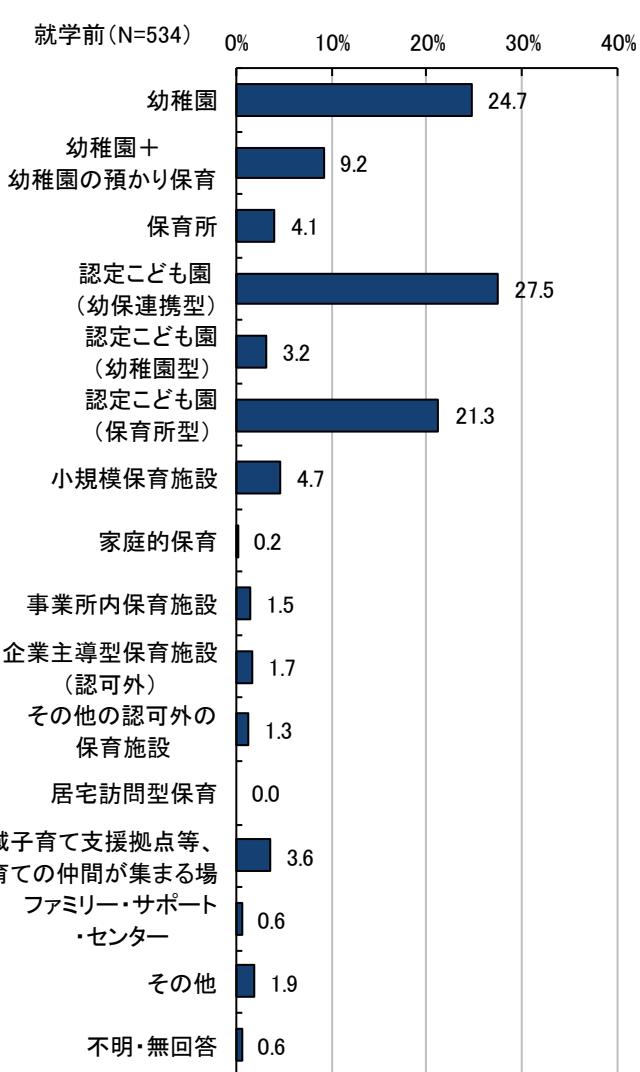
3) 定期的な教育・保育施設等の利用について

- 幼稚園や保育所等を定期的に利用している人は、6割を超えています。
- 利用している施設やサービスは、「幼稚園」「認定こども園（幼保連携型）」「認定こども園（保育所型）」が高くなっています。

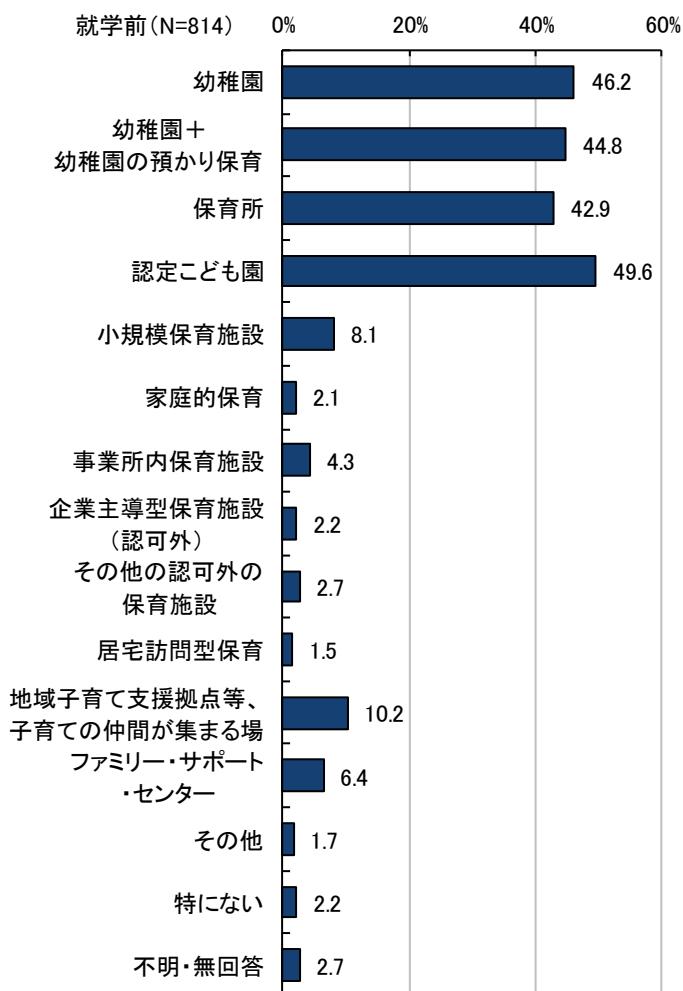
■定期的な幼稚園や保育所等の利用(就学前)



■利用している施設やサービス(就学前)



■定期的に利用したい施設やサービス(就学前)



- 今後定期的に利用したい施設やサービスは、「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」「保育所」「認定こども園」が高くなっています。

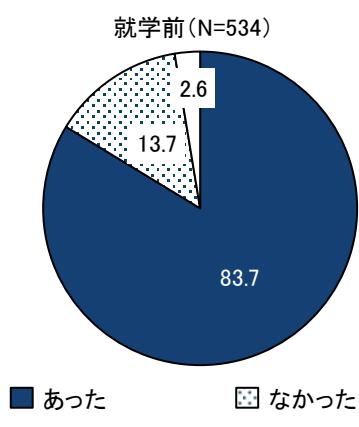
4) 病児保育や不定期の事業について

○病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったことがあった人は、8割を超えています。

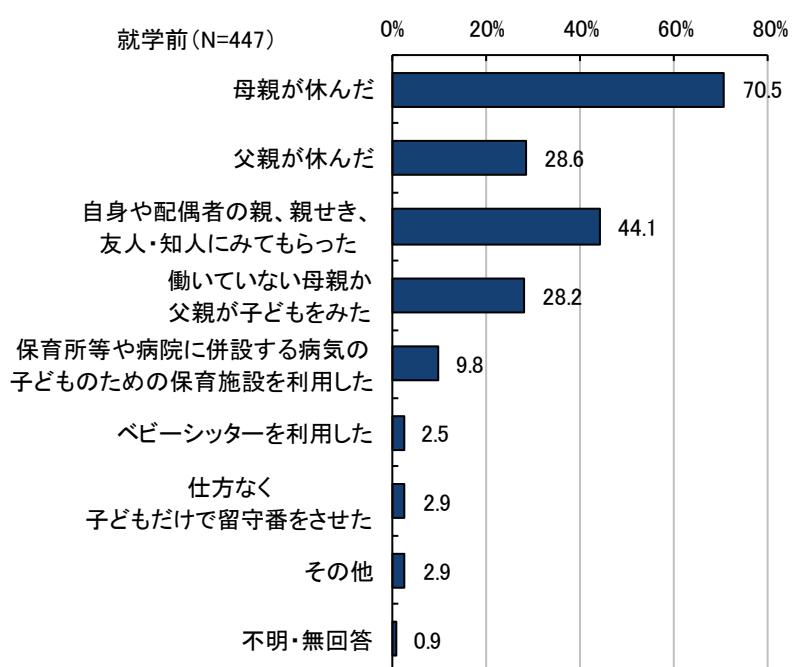
○病気やけがの際の対処方法として、「母親が休んだ」が最も高くなっています。

○お子さんが病気やけがの際の理想的な対応は、優先順位1位では「仕事を休むなりして親が対応する」、優先順位2位では「祖父母等の親せきに預けて対応する」が最も高くなっています。

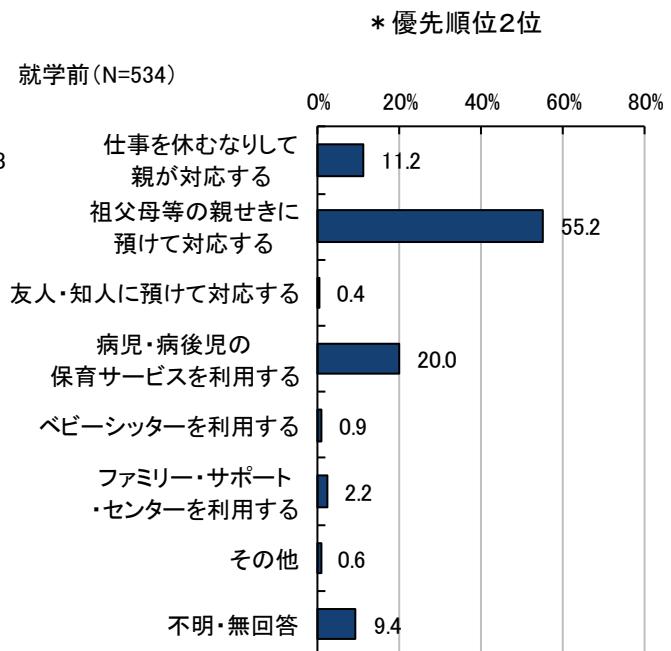
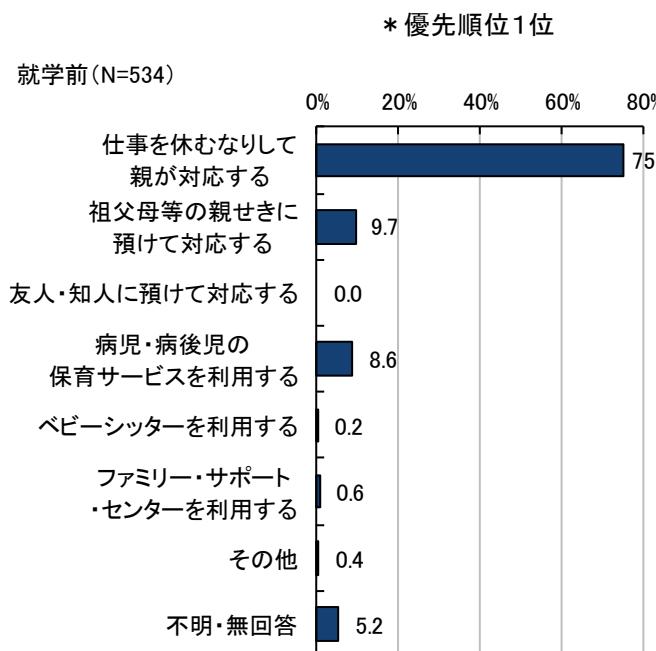
■病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかったこと(就学前)



■1年間の対処方法(就学前)

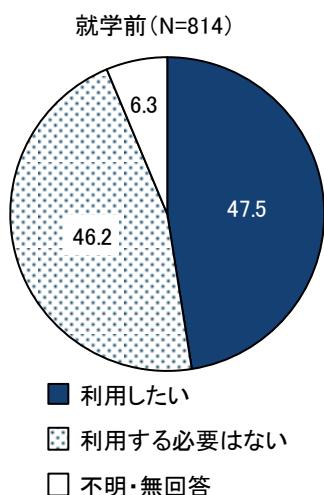


■お子さんが病気やけがの際の理想的な対応(就学前)

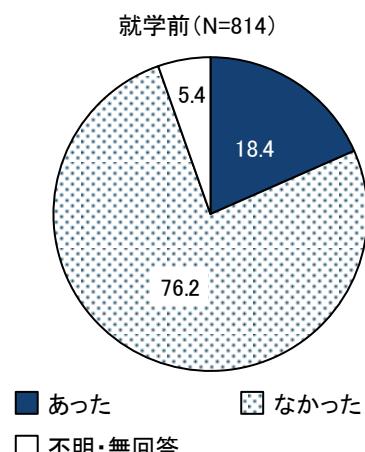


- 私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事等を理由として、保育所等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、約半数が利用したいと回答しています。
- この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気等の保護者の用事により、お子さんを「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけないことはあったかについて、約2割があったと回答しています。

■「一時預かり」の利用意向(就学前)



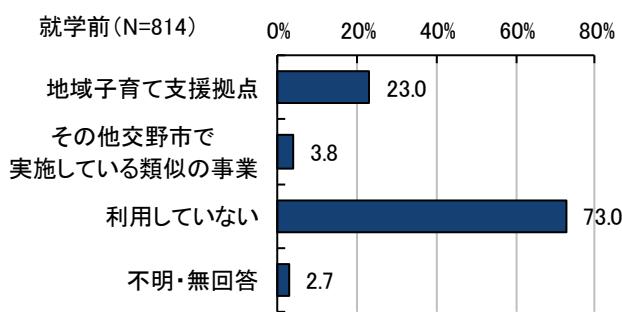
■「泊まりがけ」で家族以外にみてもらわないといけなかったことの有無(就学前)



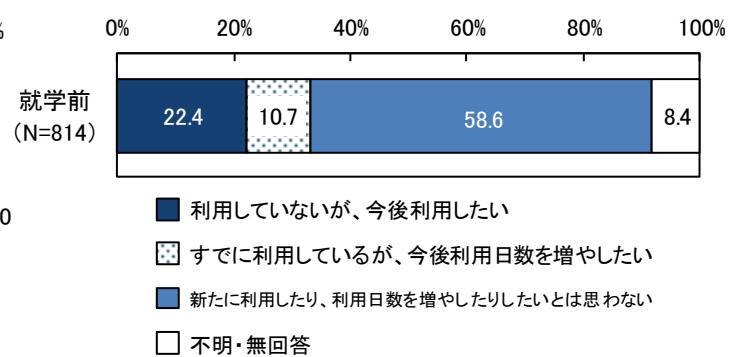
5) 地域子育て支援拠点事業について

- 地域子育て支援拠点を利用している人は約2割、今後利用したい、または今後利用日数を増やしたい人は約3割となっています。

■地域子育て支援拠点の利用(就学前)



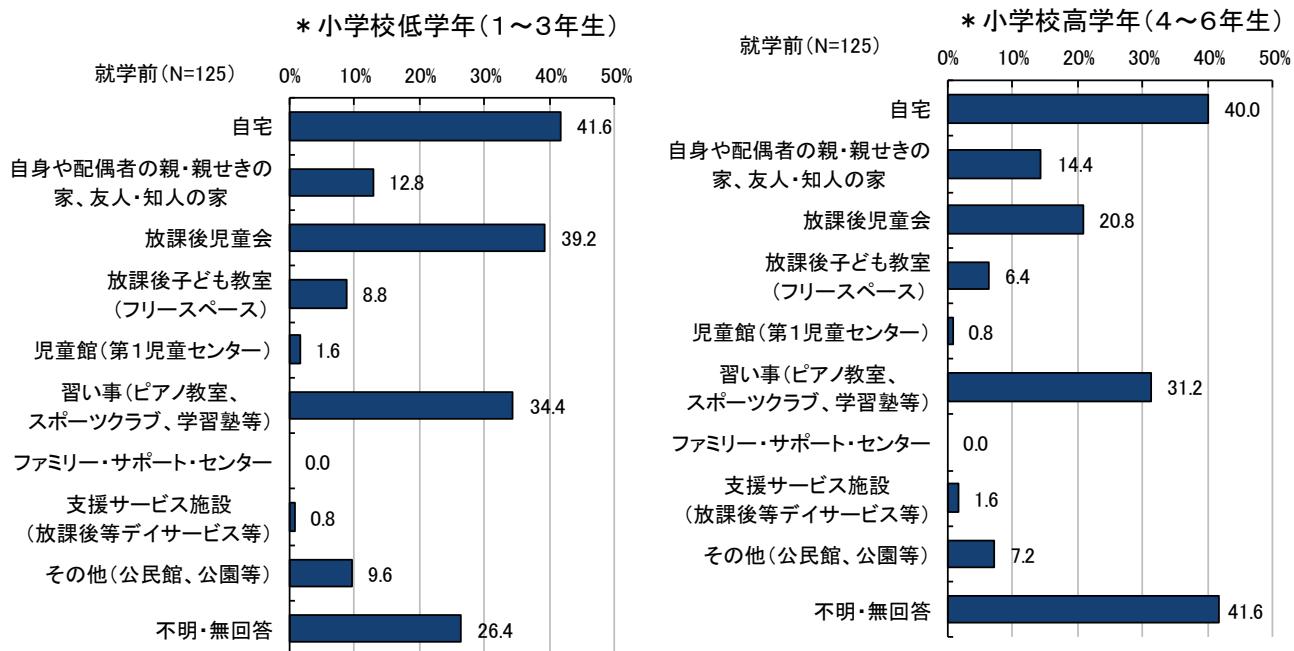
■地域子育て支援拠点の利用意向(就学前)



6) 放課後の過ごし方について

○放課後に過ごさせたい場所について、放課後児童会は低学年で4割近くある一方で、高学年になると約2割となっています。

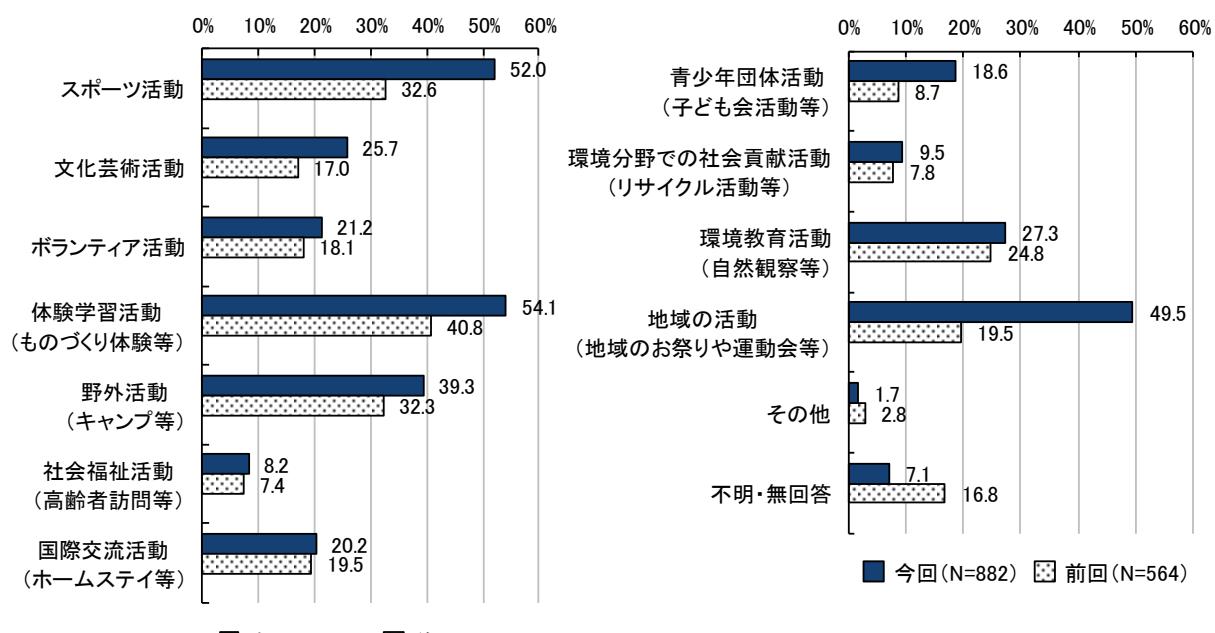
■放課後に過ごさせたい場所(就学前)



7) 地域の子育て環境について

○お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動について、「体験学習活動(ものづくり体験等)」が最も高く、次いで「スポーツ活動」、「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。

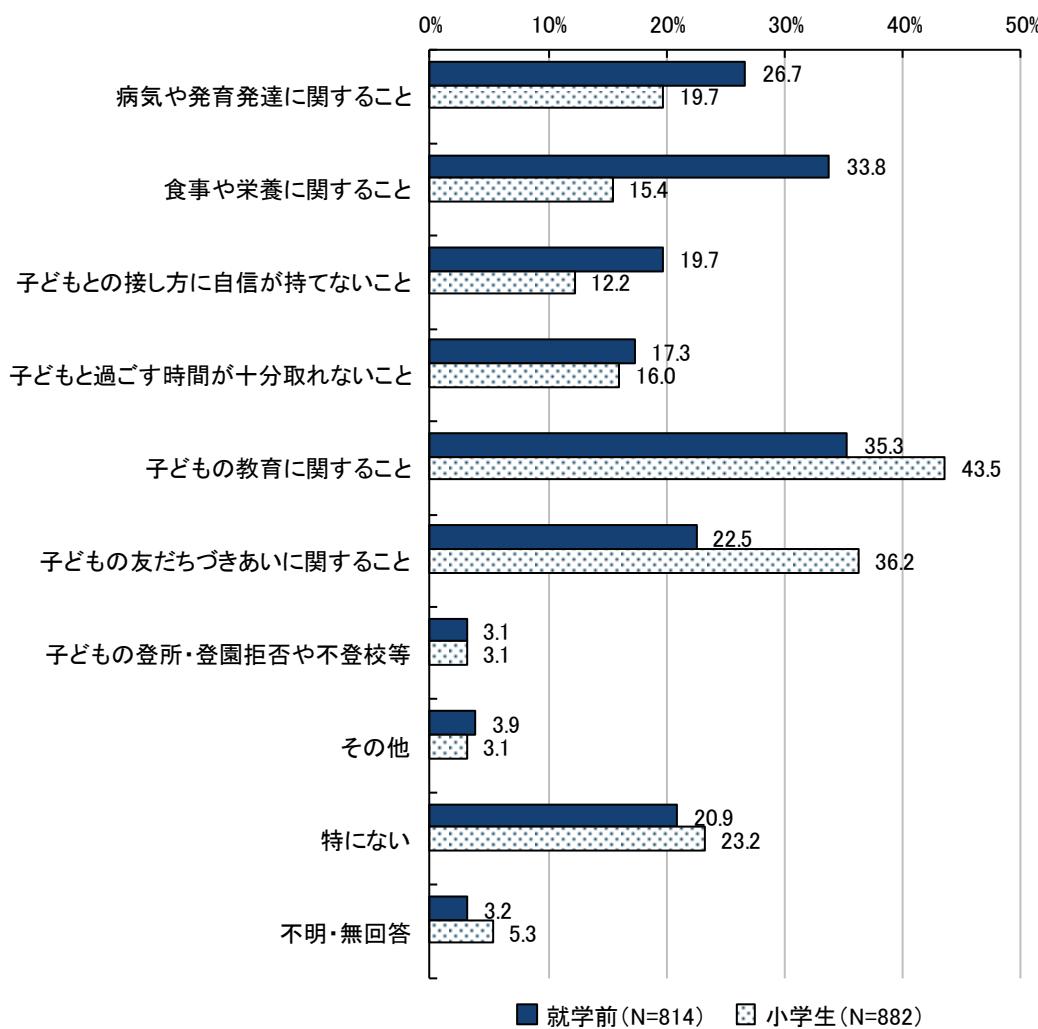
■お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動(小学生)



8) 子育てに対する意識について

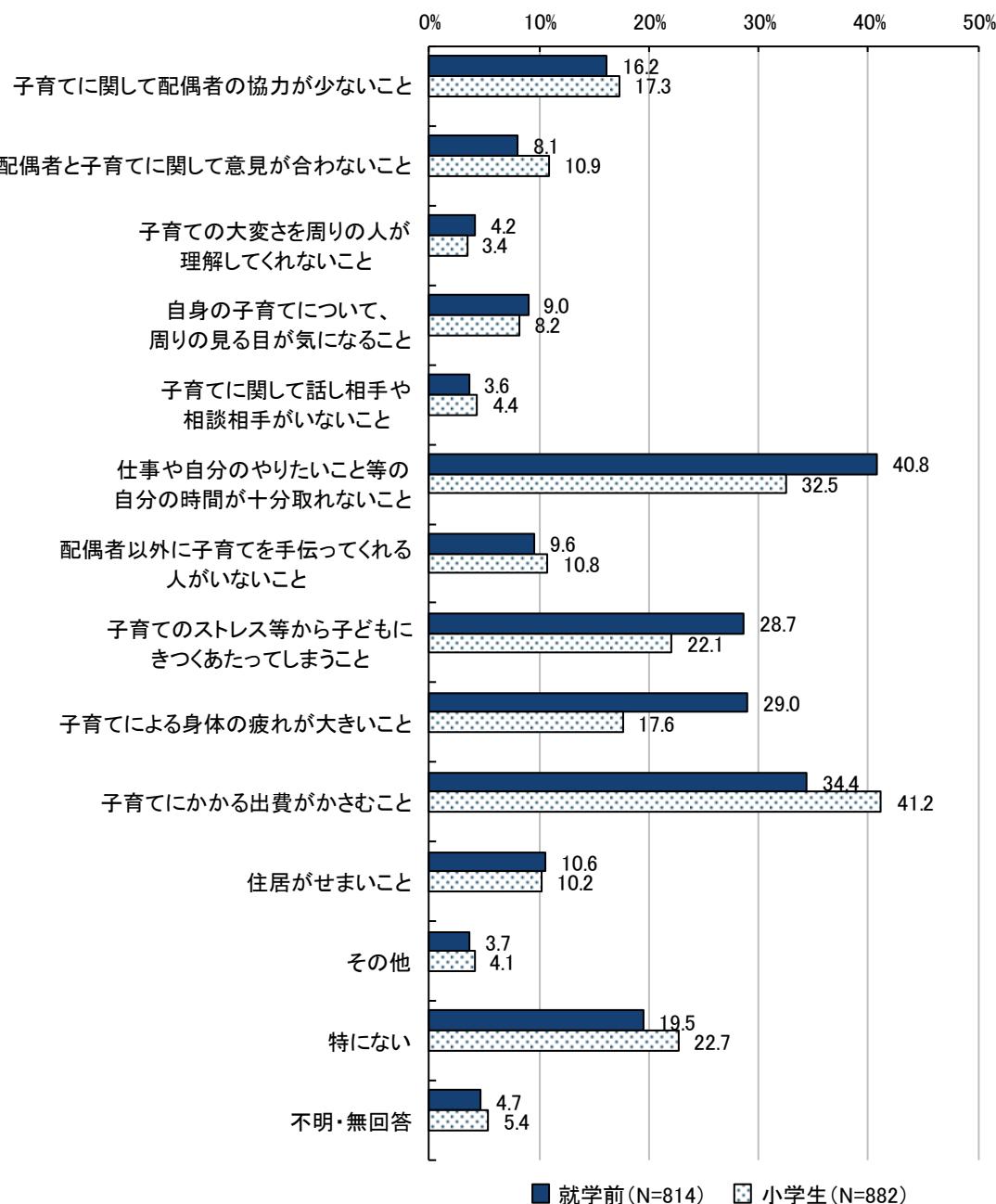
○子育てに関して悩んでいること、あるいは気になることで、子どもに関することについてみると、就学前では「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関するこ」が多く、小学生では「子どもの教育に関するこ」「子どもの友だちづきあいに関するこ」が高くなっています。

■子どもに関して悩んでいること



○子育てに関して悩んでいること、あるいは気になることで、ご自身や家庭に関することについてみると、就学前では「仕事や自分のやりたいこと等の自分の時間が十分取れないこと」が最も高く、小学生では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっています。

■ご自身や家庭に関して悩んでいること



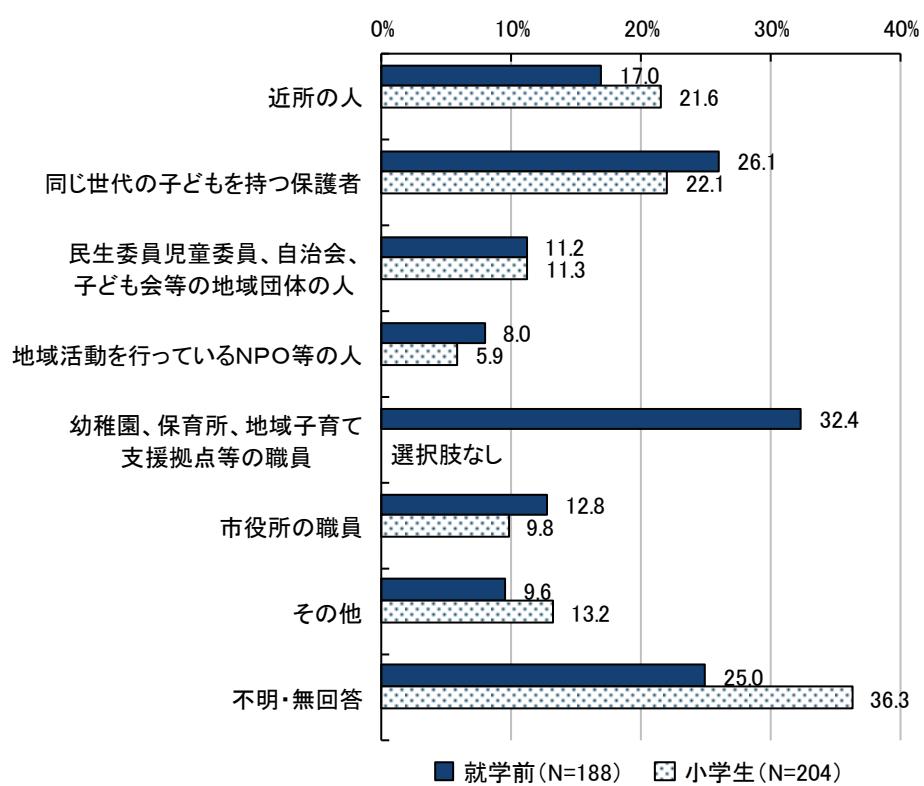
○ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるかについては、就学前、小学生ともに「感じる」が7割を超えていましたが、「感じない」も2割程度みられます。

○支えてほしい人については、就学前では「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の職員」が最も高く、就学前、小学生ともに「近所の人」「同じ世代の子どもを持つ保護者」が高くなっています。

■ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるか



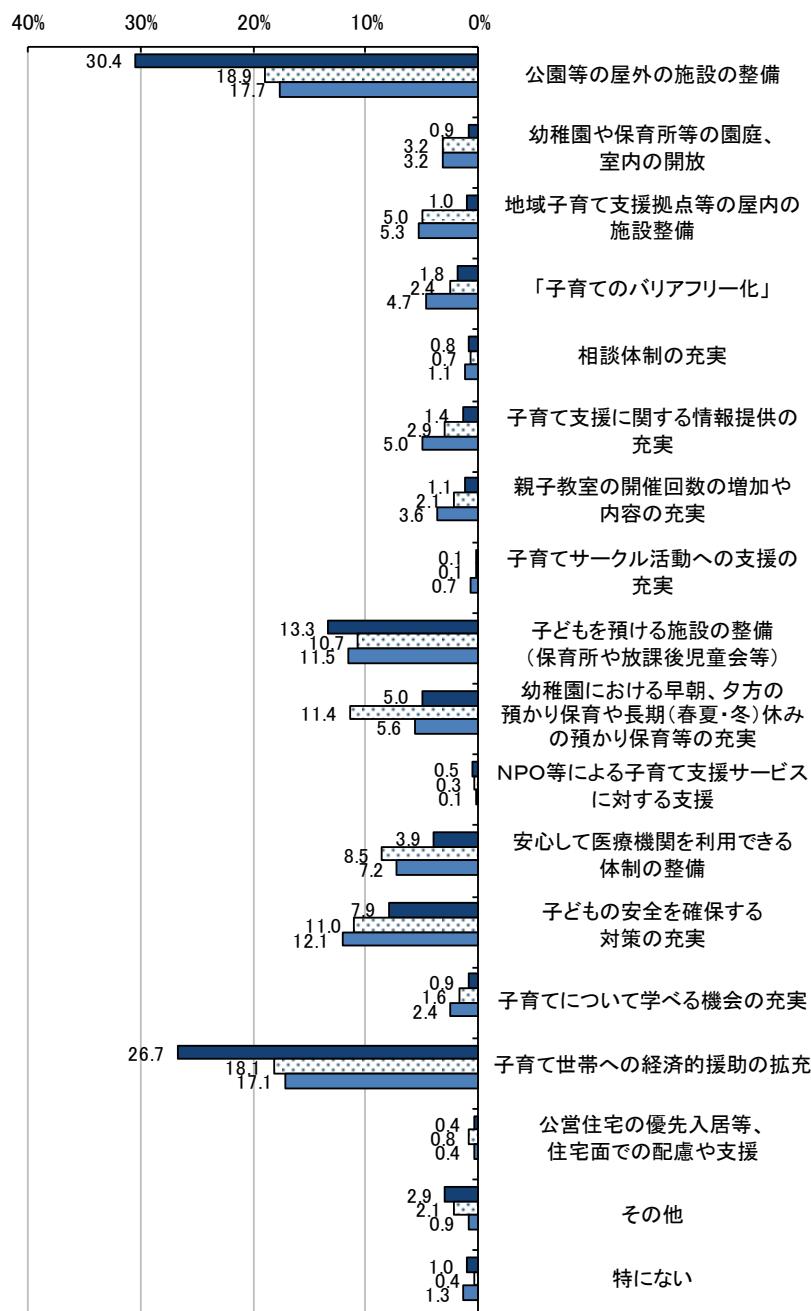
■支えてほしい人



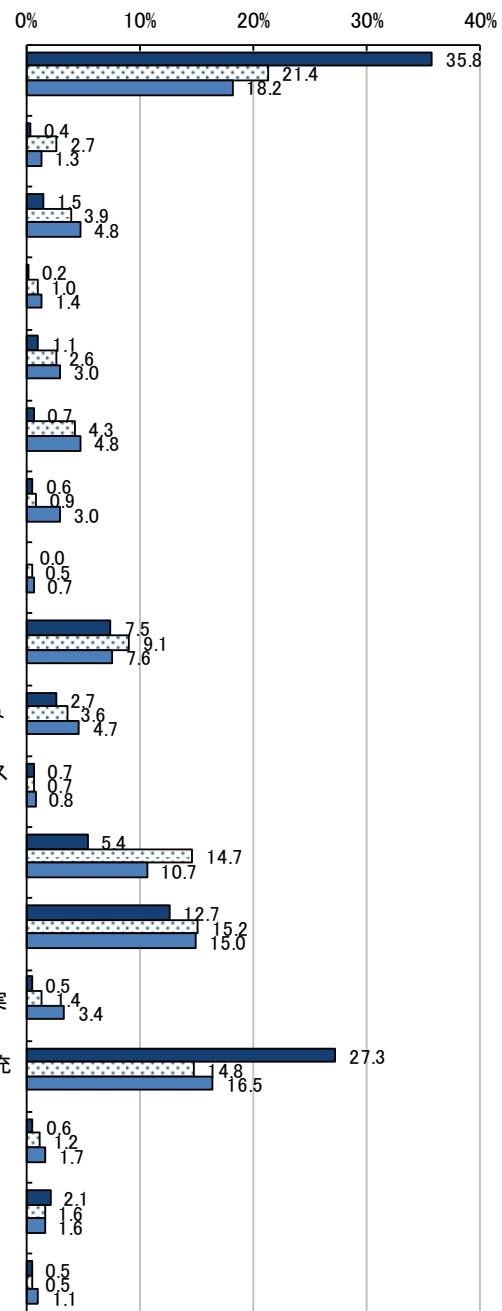
9) 市役所等への要望について

○充実してほしい子育て支援サービスは、「公園等の屋外の施設の整備」が最も高くなっています。

■充実してほしい子育て支援サービス(就学前)



■充実してほしい子育て支援サービス(小学生)



■ 優先順位1位(N=787) ■ 優先順位2位(N=757)

■ 優先順位3位(N=696)

■ 優先順位1位(N=857) ■ 優先順位2位(N=805)

■ 優先順位3位(N=709)

4 子どもの生活実態調査結果

1) 調査の概要

交野市では、子どもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立を支援するさまざまな取り組みを実施しています。子どもや子育てに関する支援策をさらに充実させ、効果的な取り組みの推進を図るため、平成28年に子どもの生活実態を把握することを目的に、大阪府と共同で調査を実施しました。

- 対象者：小学校5年生及び中学校2年生の児童・生徒とその保護者並びに就学前子ども（5歳児）の保護者

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学校5年生	697票	544票	78.0%
小学校5年生の保護者	697票	544票	78.0%
中学校2年生	794票	508票	64.0%
中学校2年生の保護者	794票	509票	64.1%
5歳児の保護者	619票	468票	75.6%
合計	3,601票	2,573票	71.5%

2) 等価可処分所得と困窮度

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得※1」があります。今回、実施した実態調査より、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

※1 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の違いにより調整した所得を言います。世帯人員が少ない方が生活コストは割高になることを考慮し、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とするのではなく、世帯人員数の平方根で除して、調整したものです。



※各項目の割合は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入して表記しているため、各項目の割合の合計値は100%にはなりません。

大阪府内との比較

カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	274万円	10.6%
大阪府下30市町村	274万円	12.4%
大阪府内全市町村（43市町村）	255万円	14.9%

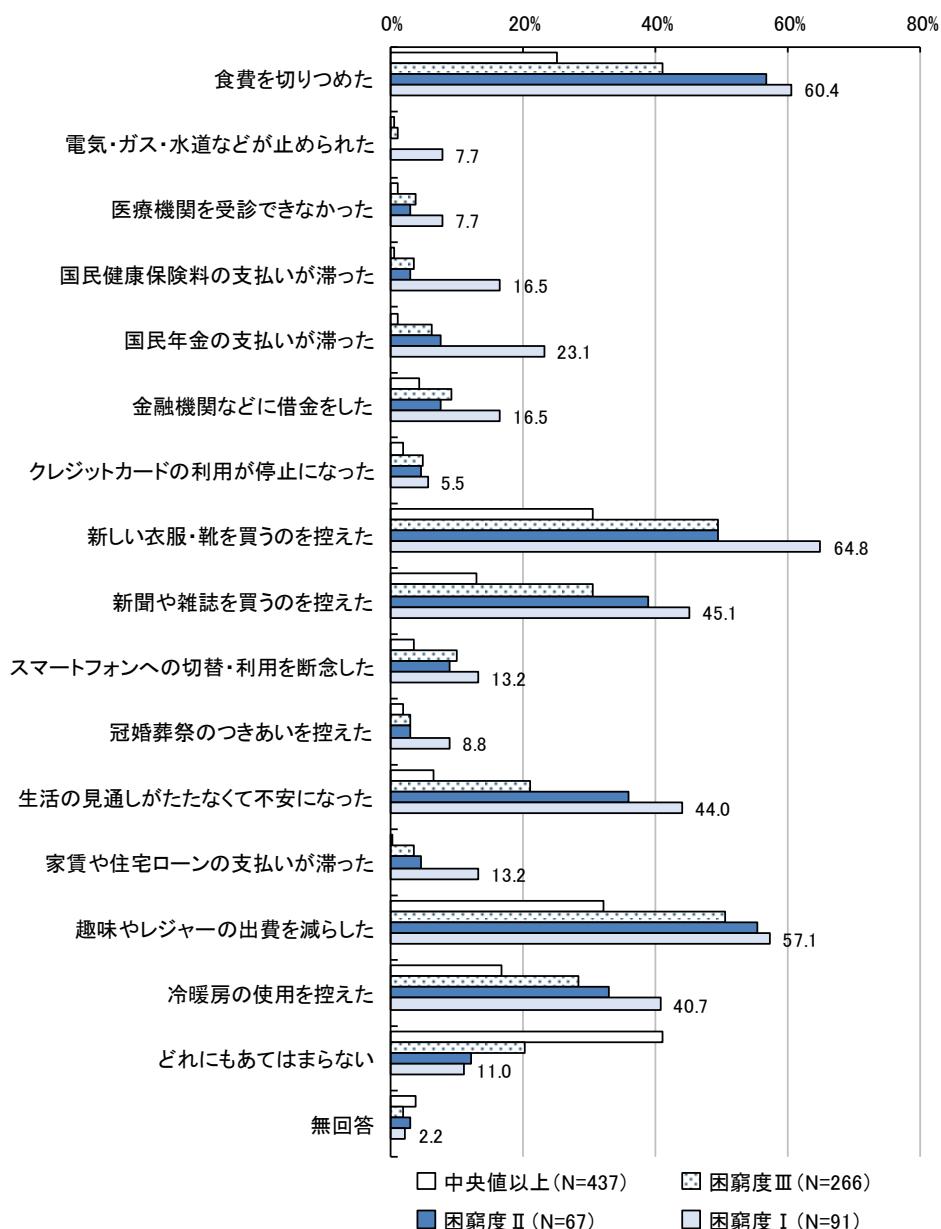
※大阪府下30市町村：大阪府と共同実施をした13市町を除く。

3) 調査結果の概要

①保護者の経済状況

○困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」等、日常生活に直結する「できなかったこと」の割合が高くなっています。また、電気・ガス・水道等が止められたり、医療機関が受診できていないという回答もあります。

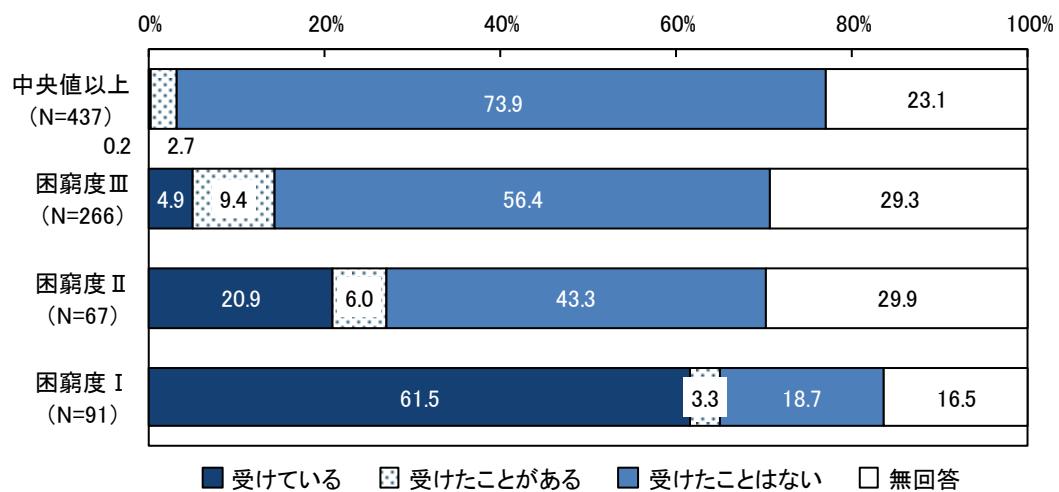
■困窮度別に見た、経済的な理由による経験



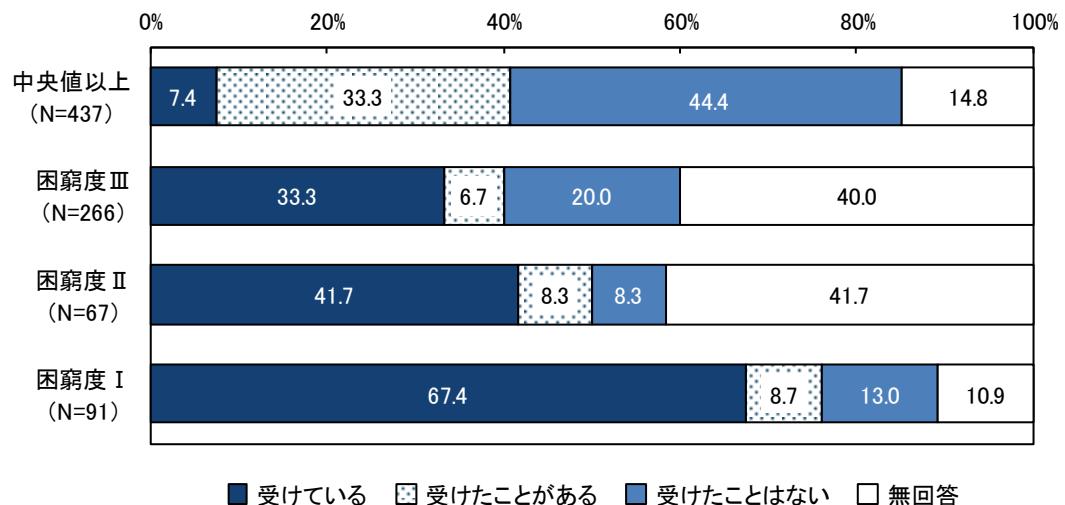
②社会保障給付の受給状況

○困窮度の高い世帯ほど、就学援助費等、公的な経済支援制度の受給率は高くなっています。制度上の対象外世帯もあると考えられますが、困窮度の高い世帯で受けたことがないという回答があります。

■困窮度別に見た就学援助費の受給状況



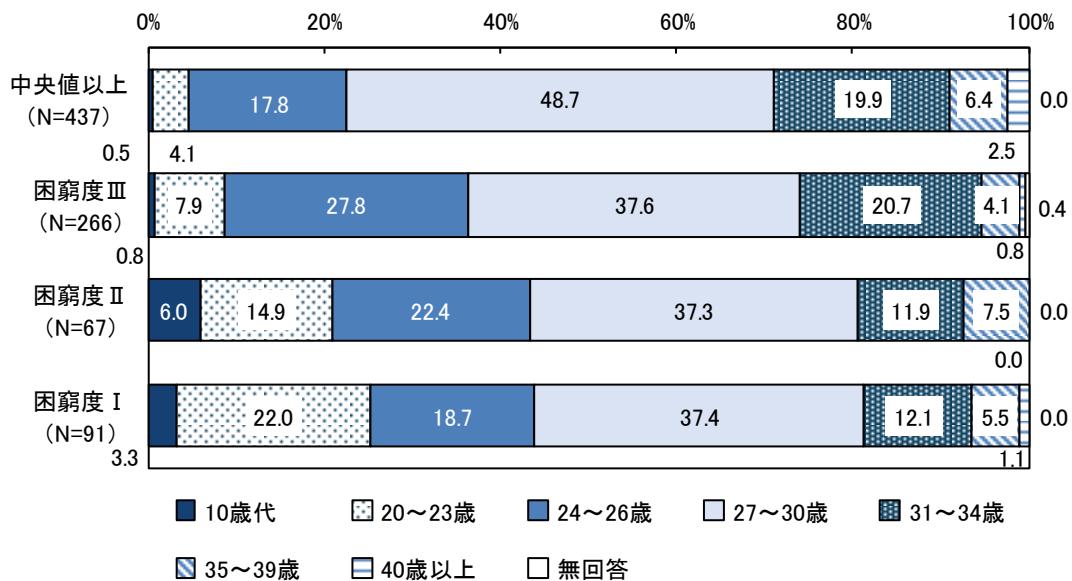
■困窮度別に見た児童扶養手当の受給状況



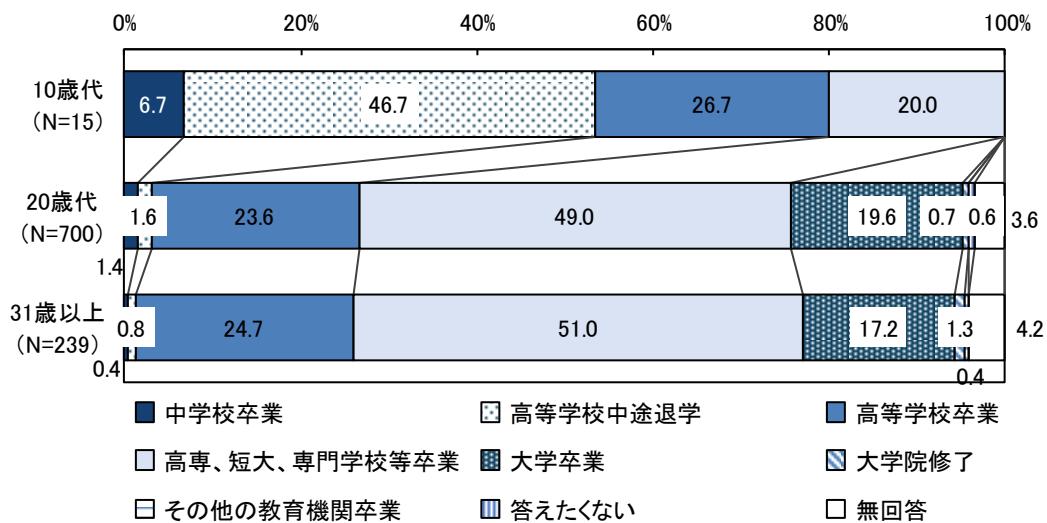
③保護者の生活状況

○困窮度の高い世帯の保護者ほど、10歳代～20歳代前半の割合が高く、10歳代では最終学歴が中学卒、または高校中退となる保護者（母親）が半数を占めています。

■困窮度別に見た、初めて親となった年齢



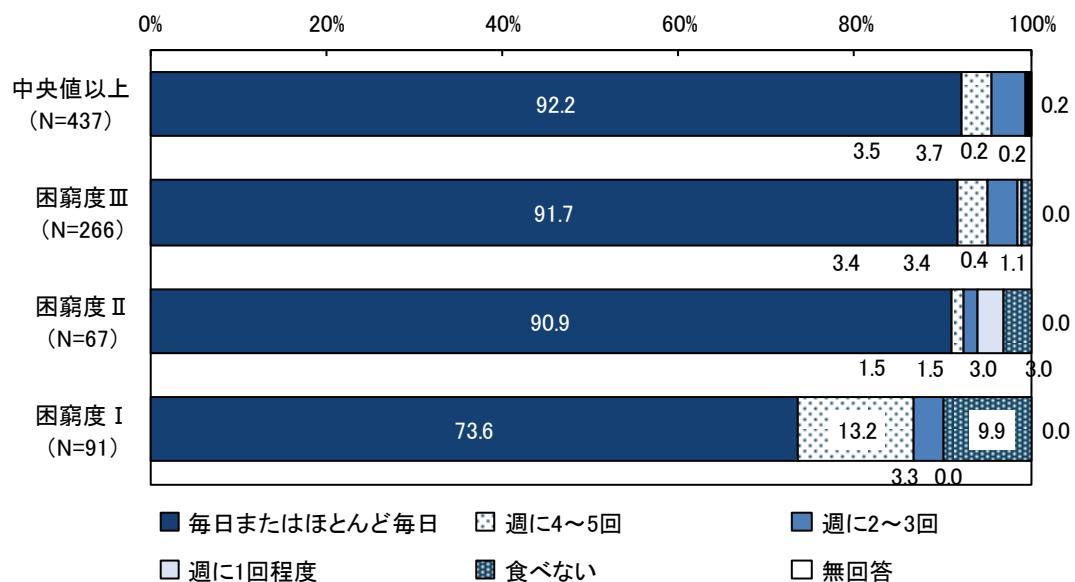
■初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴



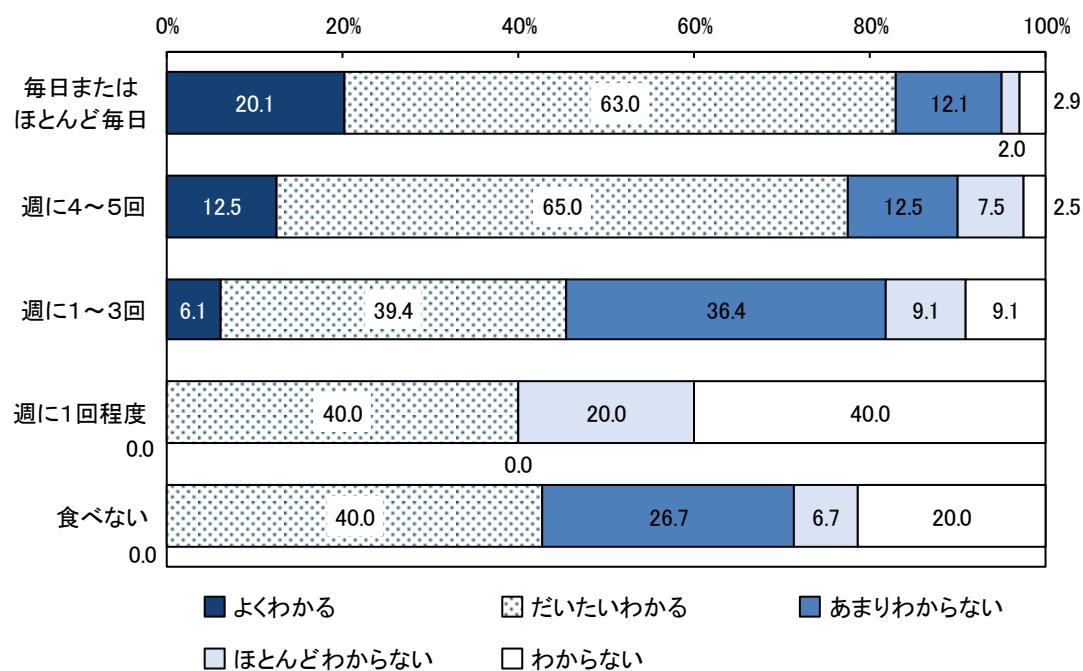
④子どもの朝食摂食頻度と学習の理解度

○困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなっています。一般的に朝食の摂取率は学習理解度と相関関係にあるものの1つといわれていますが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、学習理解度が低いという結果になっています。

■困窮度別に見た、朝食の頻度



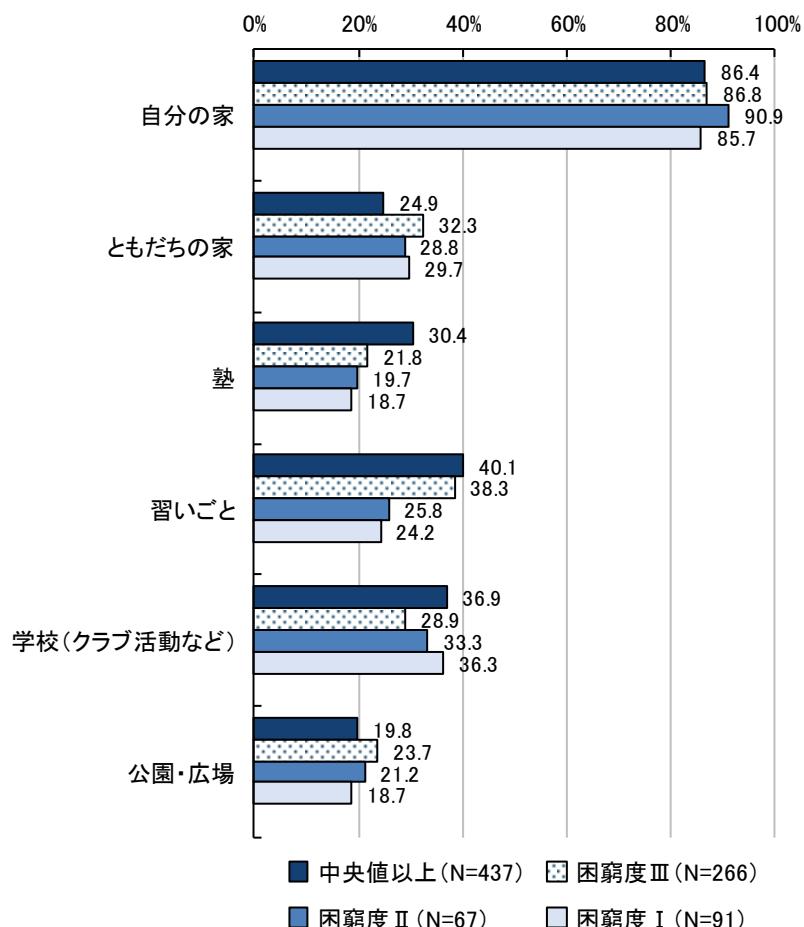
■朝食摂食度別に見た、学習理解度



⑤子どもの放課後の過ごし方

○困窮度にかかわらず、放課後ひとりで過ごす場所として「自分の家」が最も高く、次いで「学校」「ともだちの家」となっている。

■放課後ひとりで過ごす子どもの場所



第3章 第1期計画の主な取り組み状況と課題

1 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

1) 教育・保育事業

■教育事業【1号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	973	931	900	1,084 (883)	1,081 (863)
	確保の内容	1,485	1,474	1,432	1,417	1,417
	実績値	1,004	962	1,049	1,084	1,069

※()内は当初計画時の計画値

幼稚園・認定こども園（1号認定）の受け入れについて、平成27年度当初より見込み量を上回る実績がみられました。平成30年度以降は、確保の内容を拡大し、平成30年度では見込み量と同数の実績値となっています。

■保育事業【2号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	828	793	766	787 (750)	785 (733)
	確保の内容	711	746	764	779	779
	実績値	708	739	746	816	823
	待機児童	1	6	2	1	1

※()内は当初計画時の計画値

保育所・認定こども園（2号認定）の受け入れについて、平成27年度より増加しており、平成29年度までは量の見込みを下回る実績で推移していたものの、平成30年度では量の見込みを上回っています。いずれの年度も待機児童が発生しています。

■保育事業【3号認定(0歳児)】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	99	98	97	88 (96)	87 (95)
	確保の内容	95	115	115	115	115
実績値		111	123	95	99	96
待機児童		7	11	1	0	0

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所・認定こども園（3号認定）での0歳児の受け入れについて、平成27年度当初より見込み量を上回る実績がみられましたが、平成29年度以降は90人台での推移となっています。平成30年度以降は、待機児童は0人となっています。

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	474	469	460	511 (448)	486 (443)
	確保の内容	396	443	443	443	443
実績値		432	483	514	532	524
待機児童		21	30	15	7	9

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所・認定こども園（3号認定）での1・2歳児の受け入れについて、平成27年度以降増加傾向にあり、平成28年度以降は量の見込み及び確保の内容を上回る結果となりました。待機児童は平成28年度をピークに概ね減少傾向となっていますが、平成31年度では9人となっています。

2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

(単位：か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	0	1	2	2	2
実績値		0	1	2	2	

利用者支援事業は平成27年度には実施していませんでしたが、平成28年度にゆうゆうセンターで1か所、平成29年度以降、交野市立地域子育て支援センターで2か所実施しています。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12,460	12,254	14,443 (11,999)	15,032 (11,831)	14,415 (11,625)
	確保の内容	13,000	13,000	13,796 (13,000)	14,591 (13,000)	14,591 (13,000)
実績値		13,082	13,720	14,725	14,854	

※（ ）内は当初計画時の計画値

地域子育て支援拠点事業はいずれの年も見込み量を大幅に上回り、平成 27 年度当初より見込み量及び確保方策を上回る実績がみられました。平成 30 年度以降は、確保の内容を拡大し、平成 30 年度では量の見込みを下回る結果となっています。

■妊婦健康診査事業

(単位：延べ回数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
	確保の内容	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
実績値		7,002	6,603	6,940	6,403	

妊婦健診事業は見込み量を下回って推移しています。年度ごとに増減がみられ、実績値は概ね 6,000～7,000 台を推移しています。

■こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

(単位：実件数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	518	512	505	500	498
	確保の内容	518	512	505	500	498
実績値		590	551	542	549	

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）は平成 27 年度当初より量の見込みを上回る実績がみられ、実績値は概ね 500 台を推移しています。

■養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
	実績値	1	0	0	1	

養育支援訪問事業は平成 27 年度と平成 30 年度に実績がみられ、それぞれ 1 名となっています。

■子育て短期支援事業

(単位：延べ日数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保の内容	12	12	12	12	12
	実績値	7	52	9	25	

子育て短期支援事業は平成 27 年度以降増減を繰り返しています。平成 28 年度と平成 30 年度で量の見込みを上回る結果となりました。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学前児童)

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
	確保の内容	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
	実績値	706	793	862	668	

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学前児童）は見込み量を下回って推移しています。年度ごとに増減がみられ、実績値は概ね 600～800 台を推移しています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(小学校児童)

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	確保の内容	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	実績値	1,334	1,511	1,428	1,068	

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（小学校児童）は平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に上回る実績がみられたものの、平成 30 年度では量の見込みを下回る結果となりました。実績値は概ね 1,000～1,500 台を推移しています。

■一時預かり事業

【1号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	973	931	900	5,054 (883)	5,054 (863)
	確保の内容	973	931	900	5,054 (883)	5,054 (863)
実績値		1,140	2,421	3,143	4,639	

※ () 内は当初計画時の計画値

幼稚園における一時預かりは平成 27 年度当初より見込み量及び確保方策を大幅に上回る実績がみられました。平成 30 年度以降は、量の見込みを拡大したものの、平成 30 年度は量の見込みを上回る結果となっています。

【2号認定による定期的利用】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
	確保の内容	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
実績値		86	143	361	452	

2 号認定による定期的利用は平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に下回る実績がみられましたが、増加傾向となっています。

【その他の一時預かり】

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	13,651	13,273	12,933	12,674	12,472
	確保の内容	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
実績値		1,858	1,834	1,816	1,950	

その他の一時預かりは平成 27 年度当初より量の見込みを大幅に下回る実績がみられ、1,800 台で推移しています。

■延長保育事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	710	681	655	489 (632)	478 (613)
	確保の内容	710	681	655	489 (632)	478 (613)
実績値		450	495	551	500	

※ () 内は当初計画時の計画値

延長保育事業は平成 27 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度で量の見込みを上回る結果となりました。

■病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	725	695	668	645	625
	確保の内容	600	1,200	1,200	1,200	1,200
実績値		101	374	401	428	

病児・病後児保育事業は平成 27 年度以降、いずれの年においても利用がみられます。実績値は年々増加している状況です。

■放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	721	692	665	710 (642)	695 (642)
	確保の内容	810	810	810	890	890
実績値		714	777	772	800	878

※()内は当初計画時の計画値

放課後児童健全育成事業は平成 27 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度以降は量の見込みを上回る結果となりました。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：実人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	—	19	20	20	20
	確保の内容	—	19	20	20	20
実績値		—	19	13	15	

実費徴収に係る補足給付を行う事業は平成 28 年度より実施し、給付対象者の負担軽減を図るため、助成を実施しました。

第1期計画の取り組みと今後強化が必要な取り組みは以下の通りです。また、第1期計画の基本施策ごとに、子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する団体を対象に実施したアンケート調査結果を抜粋して記載します。

基本目標1) すべての子育て家庭を支えるまちづくり

«取り組み状況»

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査事業、こんにちは赤ちゃん訪問等、妊娠初期から出産期、育児期にかけてさまざまな事業・教室等を実施した。

- 子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、児童手当の支給やこども医療費助成制度の拡充を行った。

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 待機児童解消のため、民間保育園の施設拡充をはじめ、市立・私立の保育園・幼稚園の認定こども園移行や、小規模保育施設の開設など平成27年度から330人以上の保育定員の拡大を図った。

基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

- 虐待事例検討会や個別ケース会議等を開催し、関係機関のネットワークを強化し児童虐待問題に関する研修及び啓発を行い、児童虐待の発生予防、早期発見に努めた。

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

- 発達支援の必要な子ども達への療育について、関係機関会議の定期的な開催により関係各課や関係機関との連絡調整を図ることで、療育プログラム等の機能支援センターが行う事業の充実につなげた。

- 障がいのある子ども（疑い含む）に対し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別給付を行った。

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子父子相談、生活支援としての手当、助成を行った。また、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センターの利用料補助を行った。

基本施策6 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 交野市男女共同参画計画に基づき、近隣市との連携や男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、平成29年には女性の就労を支援する「おりひめジョブ★フェスタ」等を実施した。

«今後強化が必要な取り組み»

◇若年出産、高齢初産、疾患を抱える母親等の支援を必要とする妊婦が増加しているため、早期に対応ができるよう医療機関と連携し、支援につなげていく体制構築に取り組む。

◇より多くの人が妊娠・出産・育児に関する教室等に参加できるよう、周知方法を工夫する。

◇経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して援助を実施するとともに、必要な世帯への制度周知に努める。

◇第1認定こども園の民営化による定員拡大、さらなる私立幼稚園の認定こども園への移行促進等、引き続き待機児童の解消に向けた施策展開を進める。

◇児童虐待に関する相談件数が増加しているため、関係機関の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組み、児童虐待の発生予防、早期発見に努める。

◇巡回相談件数や障がい児に対する福祉サービス等の利用が増加しているため、機能支援センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化する。

«団体アンケート調査結果からの意見»

- 地域の中で妊娠・出産・育児の時期にある家庭がどこにいるかといった情報が入りにくく、孤立している方や問題を抱えている方に必要な支援を届ける工夫が必要。
- 外国人の保護者が孤立しないよう、積極的に受けられるサービス等が必要。
- 保育士や職員数の不足とともに、職員の専門性の向上や研修の充実が必要。

基本目標2) 子どもの育ちを支えるまちづくり

«取り組み状況»

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

- 保育士等の交流や職員の資質向上のため合同研修を実施するとともに、平成30年度に市立認定こども1園で、第三者評価を実施した。
- 「幼小の接続の必要性」をテーマに、こ・幼・小連絡協議会や小・中学校において講演会を開催し、理解啓発を行った。

基本施策2 学校教育の推進

- 35人学級を6年生まで拡充するとともに、ICT機器の新整備・更新、教職員研修を実施し、学力の育成を図った。
- 市内全小・中学校に学びあいサポーター、または図書館アドバイザーを配置した。

基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

- 中学生等が、乳幼児とのふれあい体験等を通して、乳幼児についての知識等を深め、自分自身や命の大切さを学ぶことができた。

基本施策4 思春期保健対策の充実

- スクールカウンセラーを各中学校に1名配置するとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化した。

基本施策5 「食育」の推進

- 離乳食・幼児食の講習会、親子食育講座や市立認定こども園への出前講座等を開催し、食育に関する取り組みを実施した。

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

- 学習環境の整備や登下校の安全見守り、放課後の居場所づくり等、さまざまな学校支援の取り組みを実施するとともに、防犯教室や各種訓練等、安全対策を推進した。

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

- 各種スポーツ教室や体育行事を開催し、地域におけるスポーツ活動を推進するとともに、おはなし会やおたのしみ会等、図書館活動の充実を図った。

«今後強化が必要な取り組み»

- ◇私立の保育士等の研修への参加を促進し、公私交流及び保育の質の向上に努めるとともに、市立認定こども園全園で第三者評価を実施できるよう取り組む。
- ◇関係機関との連携を一層強化し、学校における諸課題の未然防止に取り組む。
- ◇より多くの家庭で食育に対する取り組みを実践してもらえるよう、交野市健康増進・食育推進計画との連携を強化する。

«団体アンケート調査結果からの意見»

- こ・幼・小連携による交流事業を充実させていく必要があるが、まずは職員同士の交流・連携の強化が必要。
- 職員が多忙であるため、保育士や保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保が必要。
- 学校、行政、家庭、地域等各組織が連携するための具体的な方法の検討が必要。

基本目標3) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり

«取り組み状況»

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

- 子育て支援者交流会を定期的に開催するとともに、地区交流会へ参画し、ネットワークの充実を行った。
- 利用者支援事業に従事するため必要な研修を提供し、子育て支援員として認定した。

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

- 平成30年度より妊婦の課題やニーズに対応するために、妊娠届出時に妊娠・出産マイプランシートを作成し、必要に応じて支援につなげる取り組みを行った。
- 子育てマップの設置箇所数を増やすとともに、「織姫ねっと☆」において継続的に情報発信し、新たに予防接種通知や必要とする人に必要とする情報をダイレクトに届ける子育てアプリを導入し、情報提供の充実を行った。

基本施策3 地域における子育て支援の充実

- 中学校区毎に開設している地域子育て支援拠点「ぽらりすひろば」を第1児童センターに移転し、週3日開設から週5日開設へ開設日数を増やし、こども図書室と連携して事業を実施した。
- ファミリー・サポート・センターの運営支援を実施した。利用者数は、就学前児童・小学校児童ともに増減する中、提供会員数及び依頼会員数は増加し、会員拡充に努めた。
- 校区福祉委員会活動や世代間交流事業、子育てサロンを継続的に実施し、子どもの居場所づくりの意識の高まりがみられる中、取り組みの推進を図った。

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

- JAや農業団体と連携し、農業が身近に感じられる取り組みを実施するとともに、自然環境分野の講座や事業の実施、交野市子ども会育成連絡協議会が実施するスポーツ・文化事業に対する支援等を通し、地域環境を活かした多様な活動の推進を図った。

基本施策5 子どもの居場所づくり

- 放課後児童会の利用者数は、低学年・高学年ともに増加傾向にあるが、待機児童数はゼロを維持している。また、市内小学校全10校で毎週水曜日に実施してきたフリースペース事業については、2校で週2回、2校で平日毎日開催するなど、4校でフリースペース実施日数を拡大することができた。
- 第1児童センターについては、平成29年度より施設管理が市直営となり、子育て支援拠点として子育て支援室を新設する施設の複合化を行った。

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

- 子どもを交通事故や犯罪等から守るため、「こども110番」の旗や「動くこども110番」のステッカーを配布、青色回転灯パトロール車による子どもの安全見守りパトロールや、青少年指導員会による市内巡回パトロール等を行った。

«今後強化が必要な取り組み»

- ◇子育てサロンの担い手確保を強化するとともに、地域の中で子どもたちを育むための取り組みを継続的に実施する必要がある。また、認知度が低い事業に対しても、周知活動の強化に努める。
- ◇子どもが放課後を安全に過ごせるよう、放課後児童健全育成事業を継続して実施するとともに、フリースペース事業の実施日数の拡大に向けて、各小学校との連携や安全ボランティアの増員に努める。

«団体アンケート調査結果からの意見»

- 地域の子育て支援者の減少や高齢化が進み、担い手の確保が必要。
- 子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所の確保とともに、人材の確保が必要。

1) 子育て家庭への支援の充実

- 女性の就業率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、女性の社会進出が進んでいることが分かります。家庭の就労形態の変化により保育ニーズの増加が予測されることから、新制度に移行していない幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育施設等の保育施設の新設による受け皿の確保を行うなど、受け入れ体制を整備することが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発を強化することが必要です。
- 少子化や核家族化の進行により、身近な人から子育てについて学ぶ機会が減少し、情報化の進展によりインターネット上にはあらゆる情報があふれています。子育てに対して不安を抱える保護者が増加しています。また、妊娠・出産をめぐる課題として若年出産や高齢初産、疾患を抱える母親等の支援を必要とする妊婦の増加があげられます。子育てに関する支援のニーズは多様化しており、支援を必要とする世帯へ適切に支援が届くよう、支援体制の構築が必要です。
- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、交野市においても児童虐待に関する相談件数が増加しています。児童虐待の相談に対して虐待事例検討会や個別ケース会議を開催してきましたが、今後も継続的に開催するとともに、関係機関のネットワークを強化することが重要です。また、児童虐待問題に関する研修及び啓発活動を行い、児童虐待の発生予防、早期発見のために重点的に取り組んでいく必要があります。
- 交野市において、巡回相談件数や障がい児通所支援の利用が増加していることから、今後、発達支援の必要な子どもの増加が見込まれます。機能支援センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化することが必要です。
- アンケート調査結果からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、子育て世帯への経済的援助を求める声も多くみられるとともに、子育てにかかる出費について悩む方も多くみられます。ひとり親世帯の割合が増加していることからも、児童扶養手当等、子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する情報提供を充実させるほか、就労支援等、自立に向けた生活支援のさらなる周知が必要です。
- 団体アンケート調査からは、外国人の保護者が孤立する傾向があり、積極的に受けられるサービスが必要であるとの声もみられます。外国人の保護者をはじめ、ひとり親家庭、発達支援の必要な子ども、支援を必要とする妊婦等、特有の悩みを抱える家庭へのあらゆる支援の充実が必要です。

2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実

- 交野市では、認定こども園化を推進し、保育量の確保と幼児期における教育・保育の一体的な提供に取り組むとともに、保育士等の合同研修を実施するなど、職員同士の交流や資質向上に取り組んできました。一方で、団体アンケート調査からは、職員同士の交流・連携の強化や人材の確保を求める声がみられます。引き続き、職員の資質向上や人材の確保に取り組むとともに、第三者評価を実施するなど、市全体における教育・保育の質を向上させが必要です。また、学校における諸課題を未然に防げるよう、関係機関との連携の強化が必要です。
- 近年、スマートフォンの普及と同時にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用が増加しています。ワークショップからは、SNSの利用増加により、SNSの利用に対して不安が高まっている子どもがいることが問題としてあがっています。学校における情報モラル教育に取り組むとともに、保護者を対象に、SNSの危険性や正しい使い方について啓発を充実させることが必要です。
- 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省）によると、いじめは前年度より増加し、SNS等のインターネット上のいじめも過去最多となっています。また、小・中学校の不登校児童・生徒数も平成24年以降増加傾向となっています。交野市においては、不登校生徒数は概ね横ばいの推移となっていますが、不登校児童数は平成27年度から平成29年度にかけて増加しています。交野市では、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化するなどの取り組みを行ってきましたが、今後は関係機関との連携をより一層強化し、学校における諸課題の未然防止に取り組むことが必要です。
- アンケート調査結果からは、子どもが参加したい、または保護者として参加させたいと思っている地域における自然体験、社会参加、文化活動において、スポーツ活動が高くあがっています。子どもの多様なニーズに応じ、心身ともに健全な育成を図るための取り組みの充実が必要です。また、アンケート調査結果からは、子育てに関して悩んでいることや気になることで、子どもの食事や栄養に関することが高くなっています。子どもの健やかな育ちの視点において、より多くの家庭で食育に対する取り組みを実践し、健全な食生活を送ることができるよう、交野市健康増進・食育推進計画との連携強化が必要です。

3) 地域における子育て支援の充実

- 共働き家庭等の増加により、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあります。引き続き、子どもが放課後を安全に過ごすために、放課後児童健全育成事業において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、放課後子ども教室（フリースペース）事業において実施日数を拡大するなど、居場所づくりの強化が必要です。
- 昨今、子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。子どもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- アンケート調査結果からは、地域の方に子育てを支えられていると感じない人が2割ほどみられます。支えてほしい人として、同じ世代の子どもを持つ保護者や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の職員が高くあがっていることからも、保護者同士の交流の促進や子育て家庭が相談しやすい体制整備、情報提供の充実が必要です。また、地域の中で子どもたちを育むためには子育てサロン等、地域住民の協力が不可欠です。地域の子育て支援者の減少・高齢化が進んでいるため、地域の担い手確保の強化が必要です。
- アンケート調査からは、充実してほしい子育て支援サービスについて、公園等の屋外の施設の整備が多く、ワークショップにおいても、子どもが自由に遊べる場所を求める声が多くあがっています。小・中学校や公民館等、地域資源を活用した子どもの遊び場の整備が必要です。

4) 子どもの貧困に関する支援の充実

- 子どもの生活実態調査結果からは、世帯の経済状況が学習面や余暇活動等、子どもの生活に連動することが分かりました。世帯の経済状況によって子どもの生活が左右されないよう、生活格差を埋めるための取り組みの推進が必要です。
- 社会保障給付の受給状況をみると、困窮度が高いほど、社会保障給付の利用率が高くなっているものの、一部の制度では困窮度が高い世帯でも利用率が低いなど、必要とされる世帯に対して制度が普及できていないことが考えられます。困窮層が確実に制度利用へつながるよう、仕組みづくりが求められます。さらに、最終学歴と困窮度の関係性もみられることから、若年出産者に対する産前産後のケアだけでなく、子育て支援、学びなおし、就労支援の充実等が必要です。
- 困窮度が高い層では、朝食をとっていない子どもが多くみられるとともに、困窮度が高まるにつれて勉強時間が短く、結果として学習理解度の低下につながっていると考えられることから、生活習慣を整えるための施策が求められます。また、困窮度が高まるほど、塾や習い事に行くことができていないことも明らかです。家族や親類以外のさまざまな大人や学校以外のともだちと接する機会の喪失はさまざまな経験の格差にもつながるため、居場所づくりのための取り組みの推進が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行に伴う子育て環境は、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加等をはじめ、地域のつながりの希薄化を背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園（所）等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに推進してきた「子どもいっぱい 元気な“かたの”～ 子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～」の基本理念を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもは、未来のまちの担い手です。

次代の主役である子どもの育ち、子育てを地域全体であたたかく応援し見守っていくことは、未来の“かたの”的元気、活力へつながっていきます。元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、下記を計画の基本理念として定めます。

子どもいっぱい 元気な“かたの”

～ 子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっています。その結果、親は相談相手もないまま子育てに取り組まなければならず、育児をする親が孤立してしまい、育児不安やストレスに悩む例が増えしており、こうした育児不安を背景に児童虐待等が大きな社会問題を招いています。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を活用し、子育てにあったサービスを上手く活用することが必要となります。

すべての子どもと親へ、妊娠から出産、育児、教育と切れ目のない子育て支援を行うことで、安心し、楽しみながら子育てができるまちづくりを推進します。

基本目標2) 子どもの育ちを支える まちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもが自立心をもって健全に育成されることが重要となってきています。そのために、子どもの生活の主体である家庭、学校、地域が連携して、それぞれの力を最大限に發揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。

さらに、困難を抱えた子どもを支援するため、さまざまな手段を用いて必要な支援・制度につなげる・つながる仕組みを構築することが重要です。

次代を担う子どもたちが、自らの意思で「生きる力」を身に付け、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育めるまちづくりを推進します。

基本目標3) 地域ぐるみで豊かな子育ち・子育てを支える まちづくり

地域の支え合い機能が希薄化するなか、すべての家庭の子育てと子育ちを地域全体として支えていくため、「地域の子どもは地域で育てる」という地域の子育ち・子育てに対する意識の向上を図り、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を図ることが重要です。さらに、子どもたちが孤立することのないよう行政、地域や団体等が連携し、居場所づくりを進めることが重要です。

子育て家庭の立場に立って、身近な場所で相談することのできる相談体制を充実するとともに、子育ち・子育てにかかわる多様な人材、組織等の社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

3

施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもいっぱい元気な“かたの” ゞ子育ち子育て地域の和（なごみ）ゞ	1 すべての子育て家庭を支えるまちづくり	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
		(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
		(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実
		(4) 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進
		(5) ひとり親家庭の自立支援の推進
		(6) 困難を抱えた若者への自立支援の推進
		(7) 経済的困難を抱える家庭への支援
		(8) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実
		(9) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
ゞ子育ち子育て地域の和（なごみ）ゞ	2 子どもの育ちを支えるまちづくり	(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進
		(2) 学校教育の推進
		(3) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
		(4) 思春期保健対策の充実
		(5) 「食育」の推進
		(6) 子どもの成長を見守る体制づくりの推進
		(7) スポーツ・文化・レクリエーションの充実
ゞ子育ち子育て地域の和（なごみ）ゞ	3 地域ぐるみで豊かな子育ち・子育てを支えるまちづくり	(1) 地域における子育て支援ネットワークの充実
		(2) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
		(3) 地域における子育て支援の充実
		(4) 地域環境を活かした多用な活動の推進
		(5) 子どもの居場所づくりの推進
		(6) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

第5章 施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間、新生児期の子育てに不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るために支援が必要です。

妊娠に対する妊娠初期からの保健指導と健康管理を行い、妊娠婦健診、こんにちは赤ちゃん訪問、母子健康教育、各種相談事業などを実施するとともに、母子相談事業の充実及び育児情報の提供を図り、孤立しないで子育てができる環境づくり・まちづくりに努めます。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行い、より良い育児環境整備、健康づくりへの支援、医療体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	不育症治療費助成事業	不育症治療費に要した保険給付適用外等の治療費の一部を助成します。	健康増進課	新規
	助産施設入所	経済的理由により出産費用の負担が困難である妊娠婦に対し、指定の助産施設においてその出産費用を助成します。	子育て支援課	継続
	妊娠健康診査費用の助成及び妊娠婦への歯科健康診査の実施	妊娠健康診査の費用助成（14回）及び妊娠婦への歯科健康診査（1回）を実施します。	健康増進課	継続
	産前産後の保育所等利用促進	2人目以降の出産時に、その兄弟姉妹を対象に産前産後も定員に空きがあった場合は保育所等での受け入れを実施します。	こども園課	継続
	未熟児養育医療費の給付	未熟児の医療費を給付します。	子育て支援課	継続
	産後ケア事業	出産後、育児支援を必要とする母子に対して、医療機関等に宿泊または通所して産婦ケアを実施します。	健康増進課	新規
	産前産後サポート事業	母親同士の交流を支援し、妊娠婦が家庭や地域で安心して育児に臨めるようサポートします。	健康増進課	新規
	産後健診事業	産後2週間前後及び産後1か月前後の産婦の心と身体の健康診査の費用助成を行います。	健康増進課	新規

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	0～4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に助産師、保健師が訪問し、育児相談や地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続 
	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査	乳児一般・後期健康診査、新生児聴覚検査の助成、乳幼児健康診査（4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児）を月1回、2歳6か月児歯科健診を2か月に1回ゆうゆうセンターにて実施します。	健康増進課	継続
	予防接種事業	各種定期予防接種を実施します。	健康増進課	継続
	こども医療費等助成	中学校3年生までの入通院費の一部を助成します。	子育て支援課	継続
	休日診療事業	健康増進センターでの休日診療業務を推進します。	健康増進課	継続
	救急医療体制確保事業	高度救命救急（ドクターカーの運用含む）、二次救急、初期救急の医療体制の確保に努めます。	健康増進課	継続
	健康教育・相談事業	乳幼児の月齢に対応した教室や相談会、また、小・中学校において、いのちや性などに関する講座を学校と連携して開催します。	健康増進課	継続
	児童と家庭へ支援の充実	育児不安を抱えている家庭への訪問支援等を実施します。	子育て支援課	継続
	利用者支援事業 (子ども子育て総合相談窓口)	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できる相談支援体制を構築します。	健康増進課 子育て支援課	拡充 
	地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座イベント等を実施します。また、孤独な子育てを防ぐため、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
	家庭教育学級	保護者同士が子育てについて悩みを話し合ったり、生徒が家庭教育について学んだりできるよう、学校と連携による仕組みづくりを進めます。	社会教育課	継続 
	進路選択支援相談事業	高等学校以上の学校に進学する意識を持ちながらも、経済的に困難さを持つ生徒、保護者に対し、専門の相談員による進路相談や各種奨学金制度の相談、支援をします。	学校管理課	継続 

は「子どもの貧困対策計画」に関わる施策

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	子育て支援情報提供	母子健康手帳配布時やこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等の機会や、「子育てマップ」、地域ポータルサイト「織姫ねつと☆」、子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等への子育て支援情報提供及び情報発信を効果的に組み合わせ、子育てに関する情報提供の充実を図り、必要とする人に必要な情報を伝える仕組みを構築します。	子育て支援課 健康増進課 関係各課	拡充 

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

社会経済情勢の変化とともに共働き家庭は増加し、就業構造の変化、就労形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化してきています。さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始されており、より多様なニーズに応じた保育サービスの体制づくりが必要です。

本計画に基づき、将来における提供区域毎の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消をめざします。

また、放課後子ども総合プランとして、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的として、放課後児童会と放課後子ども教室を一体型で実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	市立認定こども園（1号認定）の運営	幼児教育の推進に取り組みます。	こども園課	拡充
	市立認定こども園（2・3号認定）の運営	保育内容の充実に取り組みます。	こども園課	拡充
	市立認定こども園の施設の建替え・移転	市立認定こども園の施設老朽化による建替え・移転を実施します。	こども園課	拡充
	私立認定こども園等への助成	全市的な幼児期の教育・保育の質、水準の向上が図られるよう補助金制度を拡充します。	こども園課	拡充
	保育の実施委託	保育認定児童（2・3号認定）の保育実施委託に伴う給付費を支給します。 ※市外園に通園する児童含む	こども園課	拡充
	私立幼稚園等の子育て支援	私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対する補助を行います。	こども園課	拡充
	私立幼稚園の認定こども園移行促進事業	私立幼稚園の認定こども園への移行を促進し、定員拡充、受け皿の確保を図ります。	こども園課	継続

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	市立認定こども園の環境整備	地域における子育ての拠点として、またこどもがのびのびと成長できる場として安心、安全に過ごせる環境整備に努めます。	こども園課	継続
	教育の実施委託	就学前3歳以上の児童（1号認定）の教育実施委託に伴う教育給付費の支給を行います。	こども園課	継続
	地域型保育給付による保育サービスの提供	地域型保育給付については、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の普及により、地域の子育て支援サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消に努めます。	こども園課	拡充
	子育て短期支援事業	保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を実施します。	子育て支援課	拡充
	私立幼稚園等一時預かり事業	私立幼稚園等（施設型給付費）で一時預かり事業を実施する施設への補助を行います。	こども園課	拡充
	一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、また、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内の幼稚園等において一時預かり事業を実施します。	こども園課 子育て支援課	継続
	延長保育事業	保育所に通う児童で、延長保育を必要とする児童を保育します。	こども園課	継続
	病児保育事業	保護者が就労している場合等に子どもが病気等により家庭で養育できない場合に保育・看護を行います。	子育て支援課	拡充
	放課後児童会	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	青少年育成課	拡充
	放課後子ども教室（フリースペース）	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、安全で安心な放課後の児童の居場所を確保します。今後、実施日数の拡大に向けた検討を進めます。	青少年育成課	拡充

基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばし成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、あらゆる種類の差別や虐待から守らなければなりません。また、児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為であることから、児童虐待問題対応の機能強化が必要です。

全国的に児童虐待相談対応件数が年々増加していることを受けて、国は、市区町村が身近な場所で子どもや保護者を継続的に支援していくことが重要であるとし、子育て世代包括支援センターの法定化や児童相談所からの市町村への事案送致の新設、子ども家庭総合支援拠点の新設等について法整備を行っています。

交野市においても児童虐待に関する相談件数が増加していることから、交野市が取り組む様々な事業、関係機関が有機的な連携を図り、被虐待児童の援助システムを検討するとともに、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、交野市要保護児童対策地域連絡会の機能を強化します。

また、児童虐待やいじめ、DV（配偶者からの暴力）等の予防的な取り組みとして人権教育・啓発を推進し、人権が尊重されるまちづくりに取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク事業）を運営し、医療・福祉・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点（令和2年開設予定）においても、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援を実施します。	子育て支援課 関係各課	拡充 
	児童虐待防止研修会（関係機関研修、市民研修、実務者研修）	児童虐待防止推進月間には、市民向けの研修会、啓発活動等により、児童虐待防止に取り組みます。また、定期的に関係機関研修会、実務者向け研修会を開催し、虐待ネットワークの連携強化を図ります。	子育て支援課	継続
	養育支援訪問事業	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課	継続 
	人権啓発活動	北河内7市で連携し、人権啓発事業を行います。また、人権なんでも相談やDV等被害者の支援を行うとともに、人権に係る団体への支援を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	女性相談事業	女性のための相談を行います。	人権と暮らしの相談課	継続

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）の ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

「交野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の支給決定を行っています。サービスによっては、提供体制の一層の整備と質の確保を進める必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園、幼稚園、小学校、機能支援センターや関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりの充実を図ります。

また、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、関係各課、関係機関との連携強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	障がい児発達支援事業（のびのびグループ）	乳幼児健診後、発達の遅れのある子どもに対し、親子遊びの提供と相談を行います。	機能支援センター	継続
	障がい児発達支援事業（あすなろグループ）	小集団での活動を通じて、障がい児の基本的生活習慣の確立、集団への参加等、発達に必要な支援を行います。	機能支援センター	継続
	障がい児発達支援事業（並行通園）	幼稚園、保育所に在籍している発達に支援の必要な子どもが、集団生活に適応するための個別支援を行います。	機能支援センター	継続
	交流保育	幼稚園、認定こども園で生活することをふまえて、同学年の集団生活を実施します。	機能支援センター	継続
	障がい児保育	関係機関と連携を密にして、配慮の必要な子どもに対して個別の指導計画を作成し、一人ひとりに必要な保育を実施します。また、加配保育士の補助を実施します。	こども園課	拡充
	支援教育の推進	障がいの状況に応じた支援や指導を行い、障がい者（児）理解を推進します。	指導課	継続
	発達障がい児等巡回相談	巡回相談・保育相談（幼・保）、フォローアップ事業（小）を通じて、発達に課題のある児童を対象に相談・検査・助言等を実施します。	子育て支援課	継続

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	学校活動への参加にサポートを必要とする児童・生徒への支援	障がいのある児童・生徒が学習活動に円滑に参加するための必要に応じた人的（スクールヘルパー、看護師）・物的（補聴器付属機器）支援と肢体不自由児童・生徒の機能訓練への支援（検診）を行います。	学校管理課	継続
	放課後児童会への障がい児の受け入れ	障がい児等の受け入れ体制を整備し、安全を確保したうえで受け入れを実施します。	青少年育成課	継続
	障害児入所給付費・医療費等事業	障がい児等の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援し、地域の中で自立した生活を送ることができるよう適切なサービスの提供に努めます。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	障がい福祉課 機能支援センター	拡充
	地域生活支援事業	障がい者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むために、必要な事業（日常生活用具の給付等、日中一時支援事業、移動支援事業、通学移動支援事業）を実施します。	障がい福祉課	継続
	障がい者福祉計画等策定事業	障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき計画を策定・推進します。	障がい福祉課	継続
	職場研修	障がい児にかかる職員が障がいを理解し、障がい児にとって最善の療育・保育・教育が提供できるように、大阪府等が実施する各種研修会へ参加するなど、研修機会の充実を図り、職員の資質向上に努めます。 ・支援学級担当教員等の専門性の向上及び支援教育への理解の促進のための研修を実施	機能支援センター 健康増進課 指導課 こども園課 子育て支援課 障がい福祉課	継続
	特別児童扶養手当の支給	障がいを有する児童の養育者に手当を支給します。	子育て支援課	継続
	育成医療費の支給	日常生活を容易にするための医療費を支給します。	障がい福祉課	継続
	障害児福祉手当	手当を支給します。	障がい福祉課	継続
	心身障がい者（児）介護手当	手当を支給します。	障がい福祉課	継続
	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	申請を受け付けます。	障がい福祉課	継続

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

交野市における離婚率は、大阪府よりも低い値で推移していますが、全国の値に近づいています。子どもを取り巻く環境も変化しつつあり、このような離婚の増加傾向は、子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。

ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など在宅支援なども必要となることから、自立に向けた生活支援などの充実に努めます。また、自立した生活を送ることができるよう、就労相談やセミナーの開催、資格取得にともなう経済的負担の軽減等、就労支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に応じます。	子育て支援課	継続 
	就労支援事業	就労支援相談員によるきめ細かな相談や就労支援セミナーの開催により、就職困難者の就労を支援します。	人権と暮らしの相談課	継続
	母子生活支援施設入所	母子家庭等の児童の福祉に欠ける場合における施設入所を支援します。	子育て支援課	継続
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対する手当を支給します。	子育て支援課	継続
	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成します。	子育て支援課	継続
	母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金の適切な貸付業務	ひとり親家庭等の経済的自立を図るため各種経済的支援策に関する情報提供に努めます。	子育て支援課	継続
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課	継続 
	母子・父子自立支援員等の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭等を必要となる制度等につなげるために、研修等を受け、体制の充実を図ります。	子育て支援課	継続 
	寡婦控除のみなし適用	未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額などを行い、負担軽減を図ります。	子育て支援課 こども園課 障がい福祉課	継続 
	減免制度の適用	放課後児童会の利用において、生活保護被保護世帯、就学援助費受給世帯など会費の納付が困難な世帯については、申請により会費を減免し、負担軽減を図ります。	青少年育成課	継続 

基本施策6 困難を抱えた若者への自立支援の推進

働きたい若者や就職に困難を抱える若者が就労につながるよう、就労相談やセミナーの開催、資格取得にともなう経済的負担の軽減等、就労支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	就労支援相談事業	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	人権と暮らしの相談課	継続 
	若年者のための就労相談事業	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 
	就労支援セミナー事業	働きたい若者及びその保護者等を対象にセミナーを実施し就労につながるよう支援します。	人権と暮らしの相談課	継続 
	就労準備支援事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	福祉総務課※ ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。	継続 
	高等学校卒業程度認定試験受験支援事業	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験にかかる受験料を補助します。	人権と暮らしの相談課	継続 

基本施策7 経済的困難を抱える家庭への支援

経済的支援は、世帯の生活の基礎を下支えするものとして、大変重要な位置づけにあります。

生活保護世帯や生活困窮世帯等、経済的困難を抱える家庭の自立を支援するとともに、誰もが安心して子育てができるように、それぞれの家庭に適した支援の実施や、地域性も鑑みた、経済的支援の確保に努めます。また、各課で情報共有に努め、制度への確実なつなぎをめざします。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	両親の保護を受けられない児童の医療費の助成	両親の保護を受けられない20歳未満の児童に対し、医療費の一部を助成します。	子育て支援課	継続
	児童手当の支給	中学校修了前までの児童に手当を支給します。	子育て支援課	継続
	保育料第3子無償化（多子世帯への補助）	国が進める無償化の対象外である「課税世帯の0～2歳児」について、多子世帯の第3子以降の保育料無償化を独自に実施します。	こども園課	継続

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	就学援助・特別支援教育就学奨励費（学校用品・医療・修学旅行費等の補助）	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する支援と特別支援教育の普及を目的とした障がいのある児童・生徒の保護者に対する経済的負担の軽減に取り組みます。	学校管理課	継続
	教育資金の支援	経済的な理由により高校・大学等への就学が困難な人に対する奨学金の貸付と高校以上の学校への進学予定者、または在学者に対する教育貸付金の利子の一部補給を実施します。	学校管理課	継続
	おりひめ教育ローン	提携金融機関の「教育ローン」について、市としても借入金の利子の一部を補てんする事業の利用促進を進めます。	学校管理課	検討 
	交野市奨学金制度	高等学校相当以上の生徒学生に対する奨学金の貸付を行います。特に、利用促進に向けた周知に努めます。	学校管理課	検討 
	学校給食費の給付	就学援助費のうち学校給食費について、就学援助費受給資格が認められた世帯の児童・生徒に学校給食を現物給付します。	学校管理課	継続
	高等学校卒業程度認定試験受験支援事業	合格すると高校卒業と同程度以上の学力があると認定される試験にかかる受験料を補助します。	人権と暮らしの相談課	継続 
	生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。	福祉総務課*	継続 ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。 
	就労支援事業	就労に阻害要因のない生活保護受給者に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	生活福祉課	継続 
	生計援助資金貸付	低所得者の一時的生計困難者世帯に対し、当該世帯の生活の安定を図ることを目的に貸付を行います。	福祉総務課	継続 
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業【再掲】	ひとり親が安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、または資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課	継続 

基本施策8 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実【新規】

平成29年5月現在、わが国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は8万人を越えています。国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が考えられ、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は増加している状況です。

保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や小中学校・認定こども園等に対し、適切な支援の実施が必要です。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	子育て支援情報提供【再掲】	子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等において、外国語による子育てに関する情報提供の充実を図ります。	健康増進課 子育て支援課	継続
	保護者や小中学校・認定こども園等に対する適切な支援	通訳ボランティア等の派遣による外国語対応支援や、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施等、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対する支援を行います。	指導課 こども園課	拡充
	日本語教室「学びの場」の開催	日本語学習を必要とする人々に対する学習機会を提供します。	社会教育課	継続

基本施策9 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

夫婦共働き世帯が増加し、交野市の女性就業率も増加傾向にあることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた、持続可能な環境づくりが必要となっています。

「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点をもって、交野市男女共同参画計画に基づき、働きながら子育てをする人を理解し、子育てを支援する職場環境の意識を醸成するとともに、子育てをしやすい職場環境の整備について啓発を継続します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	男女共同参画社会実現への啓発	男女共同参画啓発事業の実施及び交野市男女共同参画計画アクションプランの進捗管理を行います。	人権と暮らしの相談課	継続

基本目標2 子どもの育ちを支えるまちづくり

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針並びに小学校学習指導要領には、認定こども園・幼稚園と小学校の連携及び円滑な接続の重要性が示されています。

交野市では交野市学校教育ビジョンにも取り組みが掲げられており、教育委員会、小学校、認定こども園・幼稚園の連携を一層進め、円滑な接続に努めるとともに、就学前教育の質の向上に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	幼児期の学校教育・保育の推進	子どもの発達、成長過程に応じたきめ細やかな幼児期の学校教育・保育を進め、生活や遊びを通して生きる力の基礎を育みます。 ・保育計画・指導計画	こども園課	継続
	認定こども園、幼稚園、家庭、地域での連携推進	・市立認定こども園の子育て支援事業 地域に根ざした特色ある園をめざすため、園庭・室内開放、地域活動事業を実施します。 ・私立幼稚園等の子育て支援事業 私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対する補助を実施します。	こども園課	継続
	認定こども園、幼稚園の職員の資質向上	職員の資質の向上を図るため、大阪府等が実施する各種研修会への参加を促し、安心して子どもを預けられる認定こども園、幼稚園をめざすとともに、保育士・幼稚園教諭の交流研修会や合同研修会などを行い、互いの専門性が高めあえるよう、就学前教育や乳児期の保育環境等の研修を実施します。	こども園課	拡充
	評価による保育の質の向上	市立認定こども園では、職員、保護者により保育教諭等に対する教育・保育の評価を行い、運営の改善や幼児期の教育・保育の向上に努めます。また、相互評価や第三者評価を行い、更なる幼児期の学校教育・保育の質の向上に努めます。	こども園課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	幼児教育の充実	認定こども園、幼稚園において、幼児期からの心を育む保育や教育を推進するとともに、小学校生活に円滑な移行を図り、またこ・幼・小の連携による質の高い保育・教育を受けることができるよう取り組みます。そのため、各部局が連携し、接続した支援が可能となるシステムづくりに努めます。	指導課 こども園課	見直し ・改善
	こ・幼・小の円滑な接続	認定こども園、幼稚園、小学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実や改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	指導課 こども園課	継続
	小中一貫学園構想事業	小学校から中学校への円滑な接続及び9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図ります。 また、言語活用力・外国語教育・プログラミング教育の充実に取り組みます。	指導課	見直し ・改善
	認定こども園、幼稚園と小・中学校の連携の促進	こ・幼・小連絡協議会において、研修会の開催等により保育活動と学校教育についての相互連携の深化及び交流を促進します。	指導課 こども園課	見直し ・改善
	認定こども園、幼稚園と小・中学校との交流の推進	行事交流、入学体験等を通した幼児との交流を促進し、中学校の職場体験学習等による生徒と幼児との交流を促進します。	指導課 こども園課	見直し ・改善

基本施策2 学校教育の推進

交野市学校教育ビジョンに基づく取り組みとして、各小中学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個々に応じた教育を推進するため、少人数指導の実施、指導方法の工夫・改善を図っています。また、子どもの興味・関心に応じた魅力ある授業を展開するため、地域のボランティアをはじめ学校外の多様な人材を効果的に活用しています。さらに、子どもの豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動など、豊かな体験による内面に根ざした道徳性の育成に努めています。

今後は、引き続き学校で様々な体験活動を実施し、地域のボランティアとの交流を通じて、異なる世代間での交流を促し、より一層豊かな心を育むとともに、A L Tの活用や英語プレゼンテーション大会の実施等、外国語教育の充実を図ります。

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	少人数学級の整備と充実	小学校全学年において35人以下学級にすることで、子どもたち一人ひとりに対しきめ細かな指導を行います。	指導課	継続 
	少人数指導	国語・算数（数学）・英語で少人数指導を実施します。	指導課	継続 
	教育用コンピュータ整備事業	情報活用力を育成します。	指導課	拡充
	教材・教具備品等の充実	学校教材等の充実に取り組みます。（教材・図書備品等の購入）	学校管理課	継続
	人権尊重のための教育・啓発活動	人権及び人権問題に関する正しい認識を含め、すべての人々の自立と自己実現や豊かな人間関係をめざします。	指導課	継続
	人権教育の推進	自己肯定感を育て、自己実現をめざし、人との豊かなつながりを築く人権教育を推進します。	指導課	継続
	キャリア教育の推進	児童・生徒が将来に対する目的意識を持つとともに、進路を選択する能力と態度を育成します。	指導課	継続
	男女平等教育の推進	男女平等教育にかかる実践交流、教職員研修を実施します。	指導課	継続
	生徒指導（相談）体制の充実	児童・生徒や保護者の悩みや不安を的確に受け止め、問題行動の早期発見や未然防止、不登校への対応に努めます。	指導課	継続
	子ども未来サポート事業	放課後の居場所として学校図書館を開館し、活動員を配置したうえで、学習補助・読書・調べ学習等の支援を行います。	指導課	拡充 
	子どもの読書活動推進	子どもと読書を結び付ける機会を提供するとともに学校と連携を図り、支援を行います。	図書館	拡充
	地域学校協働活動	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、校区子どもを育てる会を中心として学習補助、あいさつ運動、花壇整備等の取り組みを実施します。	社会教育課	継続 
	放課後子ども教室（フリースペース） 【再掲】	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、安全で安心な放課後の児童の居場所を確保します。今後、実施日数の拡大に向けた検討を進めます。	青少年育成課	拡充 
	授業改善と教員の資質向上	教育研究・授業改革等の一層の充実を図ります。	指導課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	教職員研修	教職員の資質向上のため研修を実施します。	指導課	継続 
	グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業（外国語教育の充実）	ALTを活用し、小学校外国語（英語）教育充実のための研究や小・中学校の授業づくり研修を実施し、国際理解教育等に取り組みます。	指導課	継続
	グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業（外国語教育の充実）	英語プレゼンテーション大会及び英検IBAを実施します。	指導課	拡充
	学校教育活性化推進事業	学校が進める教育活動を支援します。	指導課	継続
	交野市小・中学校学力充実支援事業	他府県の先進校への視察を通じ、先進事例を取り入れ、一層の授業の充実と学力の向上を図ります。小学校まとめテストにより、学習のつまずきを把握するとともに、中学校の学習につなげます。	指導課	継続
	魅力ある教育活動	地域の専門家や技術者を授業や部活動の指導者として招聘、派遣します。	指導課	継続
	自主性・自律性の確立をめざす学校運営	学校の自主性・自律性を活かしながら、児童・生徒や地域の状況と学校の課題を踏まえた独自の取り組みを一層進めることで、より特色ある学校づくりを推進します。	指導課	継続
	学校パワーアップ推進事業	学校経営の自主性・自律性と特色ある学校づくりを推進します。	指導課	継続 
	学習支援員派遣事業	児童・生徒の学習上の課題や習熟に応じたきめ細かな指導を支援する学習支援員を派遣します。	指導課	継続 

■ 基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い妹弟の世話をしたり、近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前児童とふれあう機会が減少しています。

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが必要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	キャリア教育の推進【再掲】	児童・生徒が将来に対する目的意識を持つとともに、進路を選択する能力と態度を育成します。	指導課	継続
	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が集う場において、中学生等が乳幼児についての知識・理解を深めることを目的とした、ふれあい体験等を実施し、異世代間の相互理解を深める取り組みを実施します。	子育て支援課	継続 

■ 基本施策4 思春期保健対策の充実

思春期における性教育は、全校全学年を対象に実施しています。性及びエイズ等性病予防に関する教育は、人権尊重・男女平等の精神を基盤として、すべての教育活動を通じて計画的な指導を図っています。

思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒の健康診断等による健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的な取り組みを推進します。さらに、引き続き専門相談員を派遣するほか、スールソーシャルワーカーとの連携を強化するなど、思春期におけるこころの問題にかかる相談・支援体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	健康教育・相談事業【再掲】	乳幼児の月齢に対応した教室や相談会、また、小・中学校において、いのちや性などに関する講座を学校と連携して開催します。	健康増進課	継続
	就学時健康診断	就学前児童のための健康診断を実施します。	学校管理課	継続
	児童・生徒の健康管理	学校における児童・生徒の健康診断や健康の保持増進を図る活動への支援（ブラッシング指導や学校保健会事務等）を行います。	学校管理課	継続
	生徒指導（相談）体制の充実【再掲】	児童・生徒及び保護者の悩みや不安を的確に受け止め、問題行動の早期発見や未然防止に努めます。	指導課	継続
	情（こころ）の教育実践支援事業	臨床心理士が発達相談やカウンセリングを実施します。また、いじめや不登校、暴力行為等の諸課題の解決を図り、「交野市いじめ防止基本方針」に基づく組織等を支援します。	指導課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	スクールソーシャルワーカー活用事業	虐待や不登校等に関する児童・生徒を取り巻く生活環境の諸課題の解決を図るために、各学園（中学校区）にスクールソーシャルワーカー1名を配置し関係機関との連携を深めることで支援を行います。	指導課	拡充
	専門相談員等活用事業	児童・生徒を取り巻く環境の改善にあたるスクールカウンセラーやピアカウンセラーなどの専門家を学校に派遣します。	指導課	拡充
	アウトリーチ型家庭教育支援	長期欠席・不登校への対応、改善に向けて訪問支援や親学習を実施します。	指導課	検討

■ 基本施策5 「食育」の推進

子どもの成長にあわせた食育を推進するため、第2期健康増進・食育推進計画に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むことができるよう、学校や関係機関と連携した取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	健康増進・食育推進	第2期健康増進・食育推進計画の推進、進行管理を行います。	健康増進課	継続
	食育の推進・啓発と子どもの生活支援	学校・家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食育の啓発活動を行います。 また、長期休みに料理教室等を開催し、食の大切さを学び、子どもたち自らが料理を作り、食べることができる指導を行います。	指導課 給食センター	拡充
	学校給食の提供	児童・生徒に対して、自らの健康を考え、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付ける指導及び教育を行うとともに、健全な発育に資する安全・安心で美味しい給食を提供します。	給食センター	継続
	調理員による交流給食	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食と一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	給食センター	継続

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくりの推進

子どもの社会性を育むため、学校・行政・家庭・地域等が連携を深め、それぞれの役割分担により協働し、子どもの成長を見守る、安心・安全な子育て環境の体制づくりに努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	学校支援地域本部事業	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、学習環境の整備、登下校の安全、見守り、学習支援、放課後の居場所づくり等の学校支援の取り組みを実施します。	指導課 社会教育課 青少年育成課	継続
	学校評議員の活用	地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し、学校運営の改善に向けた取り組みを実施します。	指導課	継続
	開かれた学校づくりの推進	学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を生かし、三者が一体となって地域の子どもの教育にあたります。	指導課	継続
	学校を「核」とした支援に導く仕組みづくり	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に1人配置し、学校と連携しながら困難を抱えた子どもや家庭を必要な機関へつなげます。	指導課	拡充

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

子どもたちの多様なスポーツ・文化ニーズに応じ、各種スポーツ教室や体育行事の開催、講師や活動場所の提供などの支援に努め、子どもの身心ともに健全な育成を推進します。また、図書館等でおはなし会、絵本の読み聞かせについての講座などを引き続き実施し、絵本を通しての子どもの成長を支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	文化教室の運営	文化教室及び生涯学習講座を実施します。	社会教育課	継続
	子どもの体力向上プログラム	遊びを取り入れながら子どもの体力向上を目的としたプログラムを実施します。	社会教育課	継続
	体育教室の運営	子どものニーズに応じた5教室の体育教室を実施します。	社会教育課	継続
	地域家庭文庫活動への支援	各文庫（5か所）へ60冊ずつ新刊図書を提供し支援します。	図書館	継続
	子どもの読書活動推進	ブックスタートやおはなし会等子どもと読書を結び付ける機会を提供するとともに、学校やボランティアとの連携・協力を図り子どもの読書活動の推進に取り組みます。	図書館	拡充

基本目標3 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かなまちづくり

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

地域社会全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるためには、地域の子育て支援活動等がそれぞれの活動を尊重し、理解して情報を共有し連携できる地域の子育て支援の仕組みづくりが必要です。

子育て支援のネットワーク強化に今後も取り組み、子育て家庭を地域全体で支え合うという意識の定着を図ります。また、子育て中の保護者の活動支援を行い、保護者同士の交流ネットワークの支援に努めます。

【子育てを支えるまちづくり】イメージ図



No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	子育て支援者交流会	子どもの居場所の拡大に向け、市域で活動する子育て支援活動をする団体等を対象に交流会、講演会等を継続実施します。また、地域活動である地区交流会へ参画し推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会	継続
	子育てサークル、ネットワーク事業	地域の子育て支援活動を支援します。	子育て支援課	継続
	子育て支援員の育成	子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、地域の子育て支援活動の担い手の人材の養成を行います。	子育て支援課	継続
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域全体で子どもを守るために連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する取り組みを進めます。	子育て支援課	継続
	コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	制度の狭間にある福祉課題の相談対応をします。	福祉総務課※ ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。	継続

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

多様な教育・保育ニーズへの対応として、子育ての悩みなど子育てに関する事業やサービスについて、相談体制の充実が必要です。

子育て家庭のそれぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談への対応を図るため、相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭へ確実に子育ての情報が伝わるよう、これまで行っている情報提供の見直しや新たな手段による提供など、効果的な情報提供を実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	利用者支援事業 (子ども子育て総合相談窓口)【再掲】	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できる相談支援体制を構築します。	健康増進課 子育て支援課	一部継続
	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座イベント等を実施します。また、孤独な子育てを防ぐため、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実に努めます。	子育て支援課	拡充

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	養育支援訪問事業 【再掲】	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課	継続 
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【再掲】	0～4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に助産師、保健師が訪問し、育児相談や、地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続 
	発達障がい児等巡回相談事業【再掲】	巡回相談・保育相談（幼・保）、フォローアップ事業（小）を通じて、発達に課題のある児童に対象に相談・検査・助言等を実施します。	子育て支援課	継続 
	子育て支援情報提供【再掲】	母子健康手帳配布時やこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）等の機会や、「子育てマップ」、地域ポータルサイト「織姫ねつと☆」、子育てアプリ「おりひめすこやかナビ」等への子育て支援情報提供及び情報発信を効果的に組み合せ、子育てに関する情報提供の充実を図り、必要とする人に必要な情報を伝える仕組みを構築します。	子育て支援課 関係各課	拡充 
	進路選択支援相談事業【再掲】	高等学校以上の学校に進学する意識を持ちながらも、経済的に困難さを持つ生徒、保護者に対し、専門の相談員による進路相談や各種奨学金制度の相談、支援をします。	学校管理課	継続 
	コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業【再掲】	制度の狭間にある福祉課題の相談対応をします。	福祉総務課※ ※ 相談対応等の業務は、社会福祉協議会にて実施。	継続 
	ひとり親家庭の自立支援【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けての相談事業を実施します。	子育て支援課	継続 
	就労支援相談事業【再掲】	働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、雇用・就労につながるよう支援します。	人権と暮らしの相談課	継続 
	若年者のための就労相談事業【再掲】	北河内地域若者サポートステーションと連携して、就職に困難を抱える若者及びその保護者を対象とした個別相談を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続 

基本施策3 地域における子育て支援の充実

子育てについての第一義的責任は保護者にあります。しかし、社会環境の変化を踏まえ、子ども連れで気軽に出かけたり、安心して子育てができるよう、子育てに対する負担感、不安感を軽減するため、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援活動の充実を図るとともに、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等の世代間交流活動事業を継続実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座イベント等を実施します。また、孤独な子育てを防ぐため、地域の子育て支援団体等と連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実に努めます。	子育て支援課	拡充 
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、子どもの送迎や子どもの預かり等、地域で子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。また、ひとり親家庭の利用料について、負担軽減を図ります。	子育て支援課	拡充 
	わくわく子育て教室	市立認定こども園を資源活用した子育てに関する体験学習、親学習啓発等を関係機関と連携して実施します。	こども園課	継続
	「アリス」の部屋の開放	ボランティアグループの協力を得て0～3歳児の子どもと保護者に部屋と園庭を開放します。	機能支援センター	継続
	「和」なごみ	センターの卒園児（小学2年生まで）と保護者が気軽に集い話し合える場、相談できる場を提供します。	機能支援センター	継続
	認定こども園等における世代間交流の取り組み	地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに世代間交流を実施します。	こども園課	継続
	小地域ネットワーク活動推進事業	住民が主体となり、地域の実情に合わせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開します。	福祉総務課※ ※ 活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続 
	青少年活動の充実	団体活動を通じて、青少年の豊かな情操を育成するための事業を実施します。	青少年育成課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	地域福祉を担う人材の発掘・育成	新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。 また、社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。	福祉総務課 ※活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続

■ 基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

交野市は都市部に近い地域でありながら、多くの河川の恩恵を受けて農地が広がり、緑豊かな環境に恵まれていますが、子どもたちがこの自然豊かな環境に触れる機会は減りつつあります。

この豊かな自然環境を活かした活動を通じて、こころと感性を培っていけるよう、豊かな自然環境を生かした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく取り組みに努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	農とのふれあい機会の提供等	農とのふれあいツアー、農とのふれあい体験、農業まつりの開催支援等に取り組みます。	農政課	継続
	子どもへの自然環境保全の伝承	講座、交流会等を実施します。 ・環境基本計画の推進 ・かたの環境講座の開催 ・いきものふれあいセンター事業	環境衛生課	継続
	相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実を図ります。(青少年指導員、子ども会育成連絡協議会)	青少年育成課	継続
	子どもに関する地域活動情報の提供	広報紙やホームページへの子どもに関する地域活動の情報発信に努めます。また、青少年指導員会や子ども会育成連絡協議会での情報提供に努めます。	青少年育成課	継続

■ 基本施策5 子どもの居場所づくりの推進

子どもたちの遊び場や自然に接する機会などが年々減少しています。さらに、核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、子どもの貧困や虐待、いじめ、不登校等、子どもを取り巻く社会問題も多様化しています。そのような中で子どもたちが孤立することがないよう、地域や団体等と連携し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、安全に過ごせる居場所づくりが必要です。

放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

No.	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	形 態
	都市公園の適切な維持管理	都市公園の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、公園樹木の剪定及び除草・清掃等を実施します。	緑地公園課	継続
	ちびっこ広場の適切な維持管理	ちびっこ広場の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、ちびっこ広場樹木の剪定及び除草・清掃等を実施します。	緑地公園課	継続
	緑道等の整備と適切な維持管理	緑道等の施設の補修工事、緑道等の樹木の剪定及び除草・清掃等に取り組みます。	緑地公園課	継続
	既存施設の利用	第1児童センター、スポーツレクレーションセンター、青年の家等の利用を促進します。	青少年育成課 社会教育課	継続
	第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じて児童の体力増進と豊かな情操を育成に取り組みます。	青少年育成課	継続
	放課後児童会【再掲】	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	青少年育成課	拡充 
	放課後子ども教室（フリースペース）【再掲】	市内全小学校を対象に安全ボランティアを配置し、安全で安心な放課後の児童の居場所の確保。今後、実施日数の拡大に向けた検討を進めます。	青少年育成課	拡充 
	子ども等の居場所づくりに向けた支援	学習支援などの機能をもつ居場所づくりを地域や団体等が実施するうえで、市として立ち上げや運営等を支援します。	子育て支援課	拡充 
	小地域ネットワーク活動推進事業【再掲】	住民が主体となり、地域の実情に合わせて登下校時の見守りや世代間交流、居場所づくり、学習支援等の活動を展開します。	福祉総務課※ ※活動等については、社会福祉協議会にて実施	継続 
	子ども未来サポート事業【再掲】	放課後の居場所として学校図書館を開館し、活動員を配置したうえで、学習補助・読書・調べ学習等の支援を行います。	指導課	拡充 
	地域学校協働活動【再掲】	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、校区子どもを育てる会を中心として学習補助、あいさつ運動、花壇整備等の取り組みを実施します。	社会教育課	継続 
	調理員による交流給食【再掲】	調理員が市内小学校を訪問し、児童と給食と一緒に食べることにより、給食の楽しさや、親しみ、感謝の気持ちを育てます。	給食センター	継続 

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	食育の推進・啓発と子どもの生活支援	学校・家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食育の啓発活動を行います。 また、長期休みに料理教室等を開催し、食の大切さを学び、子どもたち自らが料理を作り、食べることができる指導を行います。	給食センター	拡充 

■ 基本施策 6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが必要です。

関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、道路や公園、関係施設の設備・点検等を行い、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	形態
	交通安全意識の普及・啓発	交通安全教室、安全運転者講習会、交通安全人形劇等の開催及び各種交通安全運動等の事業実施、啓発看板の作成・設置、啓発パンフレットの作成・配布を行います。	危機管理室	継続
	通学路の安全管理	通学路安全プログラムの取りまとめ、登下校見守りシステムの実施、注意喚起看板設置、開発事前協議を行います。	学校管理課	継続
	子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪やいたずらから守る活動を行います。(青色防犯パトロール、こども110番)	青少年育成課	継続
	防犯対策	市内LED防犯灯及び防犯カメラを適切に運用します。	危機管理室	拡充
	教育・啓発	子どもの安全確保のため各種取り組みを推進します。 ・交通安全指導の充実 ・防犯講習会の開催及び犯罪防止に関する関係機関の連携強化	指導課	継続
	やさしいまちづくり	福祉のまちづくり条例の適切な運用に取り組みます。	開発調整課	継続
	移住・定住の促進	3世代同居・近居に係る補助事業事務を行います。	都市計画課	継続

第6章 計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2) 区域設定の考え方

区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定します。

3) 交野市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、交野市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none">・保育所（園）・幼稚園・認定こども園	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none">・小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業（1・2号認定による定期的利用）・延長保育事業		

分類	施設・事業	区域
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査事業 ・こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター） ・一時預かり事業（その他の一時預かり） ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	1区域 (市全域)

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。なお、2号及び3号の量の見込みについては、保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年の令和6年度に向けて潜在的な需要が顕著化すると仮定し設定しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度毎に教育・保育施設及び地域型保育事業による確保見込みの内容及び実施時期を設定しています。

1) 1号認定（教育認定子ども）<3～5歳>

■事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保の方策

現在、市内3か所の市立認定こども園と9か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

2) 2号認定（保育認定子ども）<3～5歳>

①学校教育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

■確保の方策

現在、市内3か所の市立認定こども園と9か所の私立認定こども園、4か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用により、見込み量に対する供給量を確保します。

②保育利用希望の児童

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園）

■確保の方策

市内3か所の市立認定こども園と9か所の私立認定こども園で実施します。今後、需要の増加も見込んでおりることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

3) 3号認定（保育認定子ども）<0～2歳>

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、地域型保育事業等）

■確保の方策

市内3か所の市立認定こども園と9か所の私立認定こども園で実施します。今後、需要の増加も見込んでおりることから、幼稚園の認定こども園への移行、保育所等の新設により供給量の確保を予定しています。

■確保の方策

(単位：人)

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号		
				教育の 利用希望	保育 利用希望	0歳	1、2歳	保育利用 希望率
令和2年	全市	量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
			計					
	中学校二校区	量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
			計					
令和3年	中学校四校区	量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業の地域枠					
			企業主導型保育施設					
			計					
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
令和3年	全市	量の見込み						
		確保方策	企業主導型保育施設の地域枠					
			計					
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
			計					
		量の見込み						
中学校二校区	中学校二校区	確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
			計					
中学校四校区	中学校四校区	量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
			計					

当日配布いたします。

(単位：人)

年度	区域	量の見込み及び確保方策	1号	2号		3号		
				教育の利用希望	保育利用希望	0歳	1、2歳	保育利用希望率
令和4	全市	量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
		計						
		量の見込み						
令和5	中学校二校区	確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
		計						
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
令和6	中学校三・四校区		新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
		計						
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
	全市		特定地域型保育事業					
			企業主導型保育施設の地域枠					
		計						
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
	中学校一校区		企業主導型保育施設の地域枠					
		計						
		量の見込み						
		確保方策	特定教育・保育施設					
			新制度に移行しない幼稚園					
			特定地域型保育事業					
		計						

当日配布いたします。

*特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園

特定地域型保育事業等：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育や企業主導型保育

企業主導型保育施設：従業員に柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。記載の確保方策（定員数）のうち、地域の子どもも受け入れができる地域枠が設けられている。

3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1) 利用者支援事業

■事業内容

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図ります。

利用者支援（情報提供、相談・助言等）及び地域連携（関係機関との連絡調整等）を実施する基本型を1か所、妊娠期からの切れ目のない支援を行う母子保健型を1か所設置し、基本型と母子保健型の連携により子育て世代包括支援センターを開設しています。

■量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	2	2	2	2	2	2
	②確保方策	-	2	2	2	2	2
差(②-①)			0	0	0	0	0

■確保の方策

利用者支援及び地域連携を実施する基本型を交野市立地域子育て支援センター内に1か所設置します。また、母子保健型においては、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、助産師、保健師等の専門職を配置し、基本型と連携し、相談支援や関係機関とのネットワークの整備を進めます。

2) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる常設の場として、中学校区に1箇所開設しています。

■量の見込みと確保の内容

(単位：組)

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	14,854	14,694	14,273	13,970	13,819	13,592
		②確保方策	-	16,152	16,152	16,152	16,152	16,152
	差(②-①)		1,458	1,879	2,182	2,333	2,560	

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
中学校二 校区	計画値	①量の見込み	9,138	7,498	7,254	7,010	6,859	6,741
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
		差 (②-①)		578	822	1,066	1,217	1,335
中学校四 校区	計画値	①量の見込み	5,716	7,196	7,019	6,960	6,960	6,851
		②確保方策	-	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076
		差 (②-①)		880	1,057	1,116	1,116	1,225

■確保の方策

子育て家庭にとって、身近な場所で気軽にいつでも自由に集う場を提供するため、教育・保育提供区域を2区域で設定します。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として、既存の4拠点を充実します。

また、子育て家庭の孤立を防ぐため、妊娠期から子育て支援情報の提供を行い、幼児健診においては、積極的に地域子育て支援拠点の周知を行います。

★交野市立地域子育て支援センター（第一中学校区）★ぽらりすひろば（第二中学校区）

★星田地域子育て支援センター（第三中学校区）★つどいの広場（第四中学校区）

3) 妊婦健康診査事業

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■量の見込みと確保の内容

（単位：延べ回数）

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	6,403	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	②確保方策	-	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	差 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保の方策

子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し構築します。

また、妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつへの対応を強化します。あわせて支援を必要とする妊婦の早期対応を行います。

4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

■事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

■量の見込みと確保の内容

(単位：実件数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	549	521	511	512	505	497
	②確保方策	-	521	511	512	505	497
差 (②-①)			0	0	0	0	0

■確保の方策

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会内での情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業を実施します。

■量の見込みと確保の内容

(単位：実人数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	1	5	5	5	5	5
	②確保方策	-	5	5	5	5	5
差 (②-①)			0	0	0	0	0

■確保の方策

子育て世代包括支援センターと連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

要保護児童対策地域協議会と連携し対応するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、関係機関の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組みます。

6) 子育て短期支援事業

■事業内容

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れ等、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した事業実施施設に一定期間、子どもの預かりを行います。制度の周知を図るとともに、適切な利用を促します。

■量の見込みと確保の内容

(単位：延べ日数)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	①量の見込み	25	44	44	44	42	42
	②確保方策	-	44	44	44	42	42
差 (②-①)			0	0	0	0	0

■確保の方策

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえたうえで実施していきます。

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

■量の見込みと確保の内容

(単位：延べ人数)

			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	計画値	①量の見込み	668	763	750	746	734	716
		②確保方策	-	763	750	746	734	716
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
小学生	計画値	①量の見込み	1,068	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
		②確保方策	-	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
	差 (②-①)			0	0	0	0	0

■確保の方策

今後も安定して提供会員を維持するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

8) 一時預かり事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 1号認定による定期的利用（認定こども園等における在園児を対象とした預かり保育）

■量の見込みと確保の内容

（単位：延べ人数）

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	4,639	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
		②確保方策	-	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校一 区	計画値	①量の見込み	3,448	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
		②確保方策	-	4,639	4,666	4,630	4,475	4,296
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校四 区	計画値	①量の見込み	1,191	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
		②確保方策	-	4,470	4,375	4,490	4,465	4,346
	差 (②-①)			0	0	0	0	0

(イ) 2号認定による定期的利用

■量の見込みと確保の内容

（単位：延べ人数）

区域			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	計画値	①量の見込み	452	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
		②確保方策	-	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校一 区	計画値	①量の見込み	182	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
		②確保方策	-	1,744	1,752	1,726	1,672	1,623
	差 (②-①)			0	0	0	0	0
中学校四 区	計画値	①量の見込み	270	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
		②確保方策	-	1,679	1,647	1,697	1,673	1,630
	差 (②-①)			0	0	0	0	0

(ウ) その他の一時預かり

■量の見込みと確保の内容

(単位：延べ人数)

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	1,950	6,292	6,183	6,153	6,055	5,898
	②確保方策	-	6,164	6,164	6,164	6,164	6,164
差 (②-①)			-128	-19	11	109	266

■確保の方策

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

その他の一時預かりについては、既存の認定こども園等での一時預かり等、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

9) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度において、保育時間は標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分とされ、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

■量の見込みと確保の内容

(単位：延べ人数)

区域			平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	計画値	①量の見込み	500	608	597	595	584	569
		②確保方策	-	608	597	595	584	569
	差 (②-①)		0	0	0	0	0	0
中学校二区	計画値	①量の見込み	252	310	306	301	291	283
		②確保方策	-	310	306	301	291	283
	差 (②-①)		0	0	0	0	0	0
中学校四区	計画値	①量の見込み	248	298	291	294	293	286
		②確保方策	-	298	291	294	293	286
	差 (②-①)		0	0	0	0	0	0

■確保の方策

現在、すべての市立認定こども園においては、7時～19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立認定こども園においては、19時30分までの延長保育事業を実施しています。各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保します。

10) 病児・病後児保育事業

■事業内容

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

■量の見込みと確保の内容

(単位：延べ人数)

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	①量の見込み	428	434	426	424	417	407
	②確保方策	-	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
差 (②-①)			682	690	692	699	709

■確保の方策

今後も保護者のニーズに対応するため、設置箇所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行います。

11) 放課後児童健全育成事業

■事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

■量の見込みと確保の内容

(単位：実人数)

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	1 年生	230	272	273	281	292	236
	2 年生	225	258	248	247	254	262
	3 年生	173	174	215	207	203	211
	4 年生	110	134	127	155	153	148
	5 年生	40	59	63	62	75	75
	6 年生	22	31	31	29	34	40
	①合計	800	928	957	981	1,011	972
	②確保方策	-	970	970	1,000	1,030	1,030
差 (②-①)			42	13	19	19	58

■確保の方策

小学校の教室を活用し量の確保に努めるとともに、できる限り校外に移動せず、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

■確保の方策

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保の方策

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

第7章 計画の推進



資料編